

盛岡市災害廃棄物処理計画 (資料編)

盛岡市災害廃棄物処理計画（資料編）

目 次

第1章 災害廃棄物処理等に関する協定書	資-1
1-1 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	資-2
1-2 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（一般社団法人盛岡市廃棄物業協会）	資-5
1-3 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（一般社団法人岩手県産業資源循環協会）	資-7
第2章 災害廃棄物処理の記録	資-11
2-1 平成25年8月9日の大雨・洪水災害	資-12
2-2 平成25年台風第18号による災害	資-22
2-3 平成30年2月3日の中屋敷町地内の住宅爆発	資-33
第3章 災害廃棄物の処理支援	資-39
3-1 東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震）	資-40
3-2 平成28年台風第10号	資-54
3-3 令和元年台風第19号	資-58

第 1 章 災害廃棄物処理等に関する協定書

1-1 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、平成8年10月7日に締結された「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」を踏まえ、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生し、岩手県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、岩手県内の市町村等との相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、災害時のごみ及びし尿処理業務に関し、市町村等の相互間において締結するものとする。

(相互応援の範囲)

第3条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、ごみ又はし尿の収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりごみ又はし尿処理が不能になったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるごみ又はし尿が発生したとき等で、応援を要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

(応援調整市町村)

第4条 市町村等は、要請市町村及び応援市町村等との間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

2 前項に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

(応援要請等)

第5条 要請市町村等は、次に掲げる事実を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 連絡責任者
- (8) その他必要事項

2 前項に規定する応援の要請は電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

3 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合、他の市町村等と十分連絡をとり、各市町村等が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

4 応援調整市町村は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう、必要に応じ県に調整等を要請するものとする。

(応援の責務)

第6条 応援の要請を受けた市町村等は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた市町村等は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに応援調整市町村に通知するものとする。

(応援費用の負担等)

第7条 応援市町村等が応援に要した費用は、原則として要請市町村等の負担とし、支払い方法等については、要請市町村等と応援市町村等との間で協議の上、決定するものとする。

2 要請市町村等は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村等に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第8条 市町村等は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第9条 市町村等は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互にするものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第10条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度市町村等が協議して定めるものとする。

第13条 この協定は、平成24年3月1日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書50通を作成し、市町村等がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別表第1（第4条関係）

応援調整市町村

地域名	構成市町村等	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市，軽米町，九戸村，一戸町， 二戸地区広域行政事務組合	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市，洋野町，普代村，野田村， 久慈広域連合	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市，八幡平市，雫石町，葛巻町，岩手町， 滝沢村，紫波町，矢巾町 岩手・玉山環境組合，盛岡・紫波地区環境施設 組合，雫石・滝沢環境組合，盛岡地区衛生処理 組合，盛岡北部行政事務組合，紫波、稗貫衛生 処理組合	北上市	宮古市
宮古	宮古市，山田町，岩泉町，田野畑村， 宮古地区広域行政組合	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市，北上市，西和賀町， 岩手中部広域行政組合，北上地区広域行政組合	一関市	釜石市
胆江	奥州市，金ヶ崎町， 奥州金ヶ崎行政事務組合	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市，釜石市，大槌町， 釜石大槌地区行政事務組合	遠野市	奥州市
両磐	一関市，平泉町， 一関地区広域行政組合	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市，陸前高田市，住田町， 大船渡地区環境衛生組合，岩手沿岸南部広域環 境組合，気仙広域連合	一関市	奥州市

1-2 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（一般社団法人盛岡市廃棄物業協会）

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

盛岡市（以下「市」という。）と一般社団法人盛岡市廃棄物業協会（以下「協会」という。）とは、地震、水害等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、市が協会に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に建物等の損壊により発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等をいう。（解体によるものを除く。)),生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。）等の廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 市は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、次条の手続により協会に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 市は、協会への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 協会は、前条の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 協会は、前条の規定により、市の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を書面で市へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

(情報の提供)

第7条 市は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、協会に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 協会は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会の状況を市に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 協会が、災害廃棄物の処理等に要した費用については、市が負担するものとし、その額については、市と協会とが協議するものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき協会が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等によるものとする。

(協会の状況等の報告)

第10条 協会は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会の状況をあらかじめ市に報告するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、協会に随時報告を求めるものとする。

2 協会は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては盛岡市環境部廃棄物対策課、協会においては一般社団法人盛岡市廃棄物業協会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度市と協会とが協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月27日

住所 盛岡市内丸12番2号

氏名 盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明

住所 盛岡市永井1地割13番地1

氏名 一般社団法人盛岡市廃棄物業協会

会長 菅 原 廣 耕

1-3 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（一般社団法人岩手県産業資源循環協会）

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

盛岡市（以下「市」という。）と一般社団法人岩手県産業資源循環協会（以下「協会」という。）とは、地震、水害等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、市が協会に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に建物等の損壊により発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等をいう。（解体によるものを除く。)), 生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。）等の廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 市は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、次条の手続きにより協会に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 市は、協会への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 協会は、前条の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 協会は、前条の規定により、市の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を書面で市へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

(情報の提供)

第7条 市は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、協会に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 協会は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会の状況を市に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 協会が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、市が負担するものとし、その額については、市と協会とが協議するものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき協会が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他関係法令等によるものとする。

(協会の状況等の報告)

第10条 協会は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会の状況をあらかじめ市に報告するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、協会に随時報告を求めるものとする。

2 協会は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては盛岡市環境部廃棄物対策課、協会においては一般社団法人岩手県産業資源循環協会本部事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度市と協会とが協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月31日

住所 盛岡市内丸12番2号

氏名 盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明

住所 盛岡市内丸16番15号

氏名 一般社団法人岩手県産業資源循環協会

会長 濱 田 博

1-4 災害時におけるし尿等の収集及び運搬に関する協定書（岩手県環境整備事業協同組合）

災害時におけるし尿等の収集及び運搬に関する協定書

盛岡市（以下「市」という。）と岩手県環境整備事業協同組合（以下「組合」という。）とは、地震、水害等の大規模災害におけるし尿等の収集及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）におけるし尿等の収集及び運搬に関し、市が組合に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿等」とは、災害時において処理をする必要が生じたし尿、浄化槽汚泥及びその他の汚水であって、市が生活環境の保全上、その収集及び運搬について協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（協力要請）

第3条 市は、次の事業について、次条の手続により組合に協力を要請するものとする。

- (1) し尿等の収集及び運搬
- (2) 前号に伴う必要な事項

（協力要請の手続）

第4条 市は、組合への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（し尿等の収集及び運搬の実施）

第5条 組合は、第3条の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市の指示に従い、可能な限りし尿等の収集及び運搬を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 組合は、前条の規定により、し尿等の収集及び運搬を実施したときは、次の事項を書面で市へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

（情報の提供）

第7条 市は、第3条の要請を行ったときは、し尿等の収集及び運搬に円滑な協力を得ることができるよう、組合に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 組合は、第3条の要請を受けたときは、し尿等の収集及び運搬に関し協力が可能な組合員の状況を市に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 組合が、第3条の要請を受けて実施したし尿等の収集及び運搬に要した費用については、市が負担するものとし、その額については、市と組合とが協議するものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき組合が実施したし尿等の収集及び運搬に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等によるものとする。

(組合員の状況等の報告)

第10条 組合は、この協定に定めるところによる協力が可能な組合員の状況をあらかじめ市に報告するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、組合に随時報告を求めるものとする。

2 組合は、災害時における円滑なし尿等の収集及び運搬を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては盛岡市環境部廃棄物対策課とし、組合においては岩手県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度市と組合とが協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年1月29日

住所 盛岡市内丸12番2号

氏名 盛岡市

盛岡市長 内 舘 茂

住所 盛岡市上鹿妻稲荷場44番地

氏名 岩手県環境整備事業協同組合

理事長 関 根 信

第2章 災害廃棄物処理の記録

2-1 平成25年8月9日の大雨・洪水災害

1 災害の概要

平成25年8月9日朝から、発達した雨雲が県内に流れ込み、岩手県内ではこれまでに経験したことがないような大雨となったところがあり、市中心部（山王町）でも9日14時台の1時間最大雨量33.0ミリ、9日0時から9日24時までの24時間最大雨量 121.0ミリを記録した。

特に、県内で最大の日降水量を記録した雫石町（264.0ミリ）に近い繋地区では、9日の24時間最大雨量が 200ミリを超え、住家の床上浸水や床下浸水、がけ崩れ等の土砂災害による住家や道路の損壊、冠水による交通障害等の被害が発生した。

また、猪去地区などの雫石川下流域や合流先の北上川下流域では、水位が上昇した影響で河川や水路が溢水して床下浸水が多数発生したほか、住家等への土砂や木くずの流入、乙部地区では、がけ崩れで住宅が倒壊する等の被害が発生した。

2 被害の状況

(1) 人的被害

区分	被害人数	内容
重傷者	3人	折れた木の枝が当たったことによる（1人） 乙部地内の住宅の倒壊による（2人）
軽傷者	3人	乙部地内の住宅の倒壊による（3人）

(2) 停電

繋地区で 120戸の停電が発生した。

(3) 建物、施設等の被害

区分	被害の状況（箇所）
住家等被害	全壊5、大規模半壊2、半壊13、床上浸水9、床下浸水 171
民間福祉施設被害	浸水1、雨漏り1、その他1
商工関係施設被害	半壊4、土砂流入8、床上浸水4、床下浸水1、浸水7、雨漏り3、その他2（機械設備等破損）
道路橋りょう等被害	冠水50、法面崩壊等61（これら被害のうち24箇所について通行止めを行った。）、洗掘59、橋梁流出1
河川施設被害	護岸崩壊76、土砂堆積9、施設破損等3
水路施設被害	土砂堆積、水路破損等63
河川・水路溢水	67
上下水道施設被害	農業集落排水処理施設冠水3、下水道マンホール溢れ4、下水道マンホール損傷1、旧簡易水道施設流失1、旧配水場用地洗掘1、配水場法面崩落1、その他8
その他公共施設被害	浸水11、雨漏り18、その他10

農地等被害	法面崩壊等 912箇所
農業用施設・機械	ビニールハウスへの土砂流入等 7、作業機械損壊・流失 2
畜産被害	豚10頭死亡
林業施設被害	林道（洗掘、土砂崩れ等） 20路線
土砂崩れ・土砂流入	全域57

3 災害廃棄物処理

(1) 組織・配備体制

発災後、環境部が中心となり、災害廃棄物の処理を行った。

各課の主な担当業務は、次のとおりである。

災害廃棄物処理体制

担当課	主な担当事務
環境企画課	仮置場での作業補助
廃棄物対策課	職員の配置、各ごみ処理施設の被災状況等の把握、災害廃棄物対策関係情報の記録、岩手県との連絡調整、廃棄物関係団体との連携・連絡調整、関係部署との連絡調整、災害廃棄物の処理委託、補助金交付申請、一部事務組合のし尿等処理施設の被災状況等の把握、仮置場の設置及び運営管理、危険物等の管理、問合せ対応、災害廃棄物の分別
資源循環推進課	関係部署との連絡調整、資機材の調達、仮置場の設置及び運営管理、危険物等の管理、市民周知、問合せ対応、収集運搬の全体管理、委託業者（ごみ）の車両、作業員等の被災状況の把握、集積場所の被害状況の把握、収集運搬車両の手配、収集運搬委託、災害廃棄物の処理委託、災害廃棄物の分別
収集センター	直営車両の被災状況の把握、災害廃棄物の分別・収集運搬
リサイクルセンター	施設の被災状況の把握、施設の点検、災害廃棄物の処理
クリーンセンター	施設の被災状況の把握、施設の点検、災害廃棄物の処理

(2) 避難所等で発生した廃棄物の処理

生活ごみ	平常時と同様の体制で、収集を行った。
避難所ごみ	隣接する集積場所に出された避難所ごみについては、平常時における家庭ごみの収集と同様の体制で行った。
し尿等	基本的に収集運搬業者が直接依頼を受け、収集作業に当たった。 なお、便槽への土砂の流入等により被害を受けた住家のし尿の収集運搬を、平常時と同様の体制で行った（盛岡地域：許可業者、都南地域：紫波、稗貫衛生処理組合委託業者）。 仮設トイレの設置はなし。


(3) 災害により発生した廃棄物の処理

ア 広報・各種相談

繋地区の住民へは、チラシを作成し、8月13日（火）に周知を行った。

問合せ窓口は、資源循環推進課及び廃棄物対策課とした。

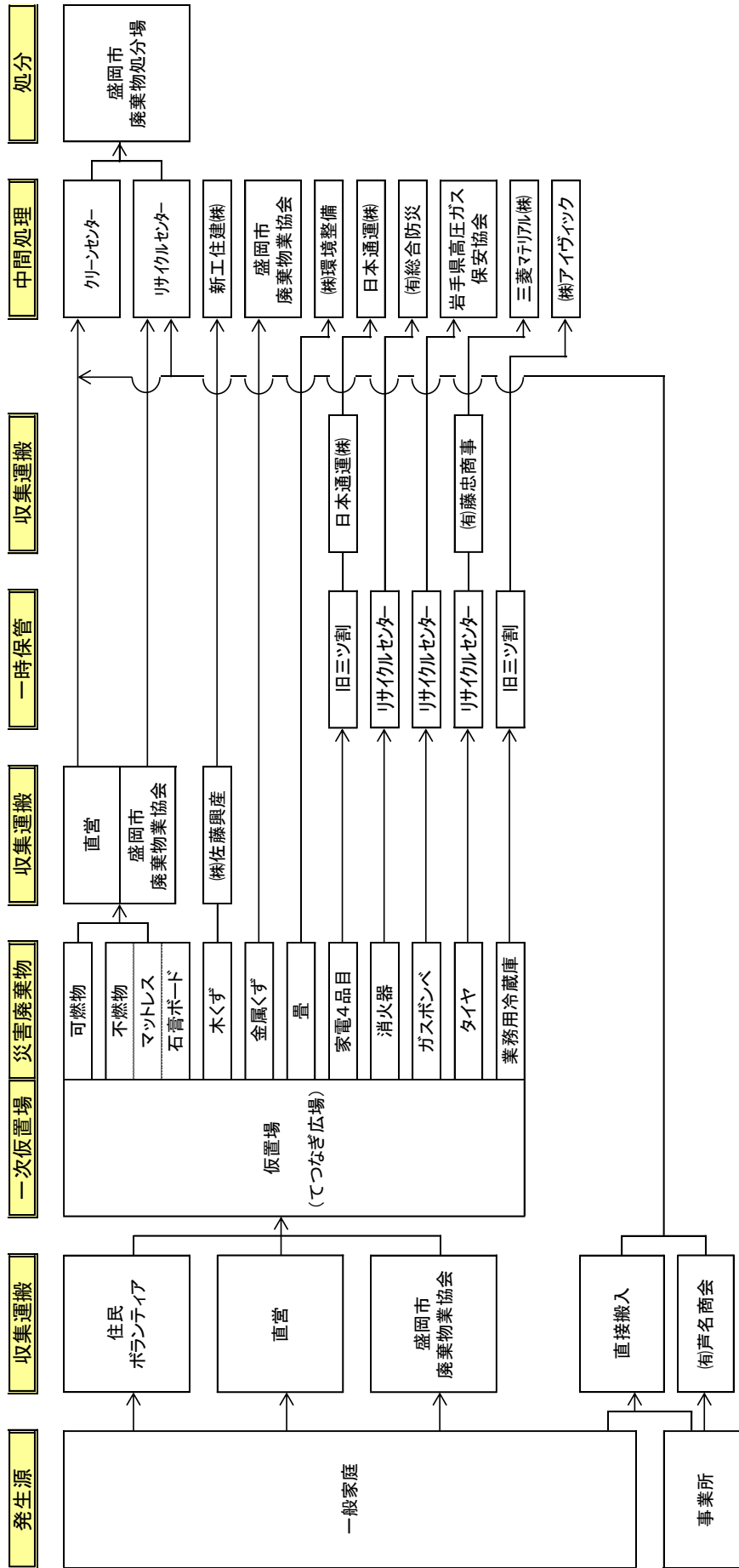
住民への周知チラシ

<p>【つなぎ地区の皆様へ】</p> <p>この度の水害被害に、お見舞い申し上げます。 水害被害に伴う家財などを、ごみとして出される場合は次のようにお願いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ごみの仮置場は「手つなぎ広場」です。</p> <p>○可燃，不燃，畳，家具類，家電類に分別をして下さい。</p> <p>○出来る限り仮置場への運搬をお願いします。 〔重くて持てない場合は、家の前を出しておいて下さい。〕</p> <p>○土砂の仮置場は、北の浦ポンプ場付近となります。 ご自分で運べる場合は、運搬をお願いします。 〔自身での運搬が難しい場合は、「手つなぎ広場」でも結構です。〕</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>盛岡市環境部 資源循環推進課 626-3733 廃棄物対策課 626-3755</p> </div>	<p>【つなぎ地区の皆様へ】 平成25年8月14日</p> <p>1 土砂の仮置き場を増やしました。 北の浦ポンプ場付近の残容量が少なくなり、 「旧つなぎスイミングプール脇」 に新たに設置しましたのでお知らせします。</p> <p>○ ご自分で運べる場合は、運搬をお願いします。</p> <p>○ 「手つなぎ広場」には、8月15日以降は、土砂を搬入しないようお願いします。</p> <p>○ 置き場の一部に水路部分がありますので、ご注意ください。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>2 つなぎ観光協会に、「消石灰」と「消毒液（オスバン液）」を用意していますので、ご利用ください。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>盛岡市環境部 資源循環推進課 626-3733 廃棄物対策課 626-3755</p> </div>
---	---

イ 処理フロー

災害廃棄物の処理フローは、次のとおりである。

災害廃棄物処理フロー



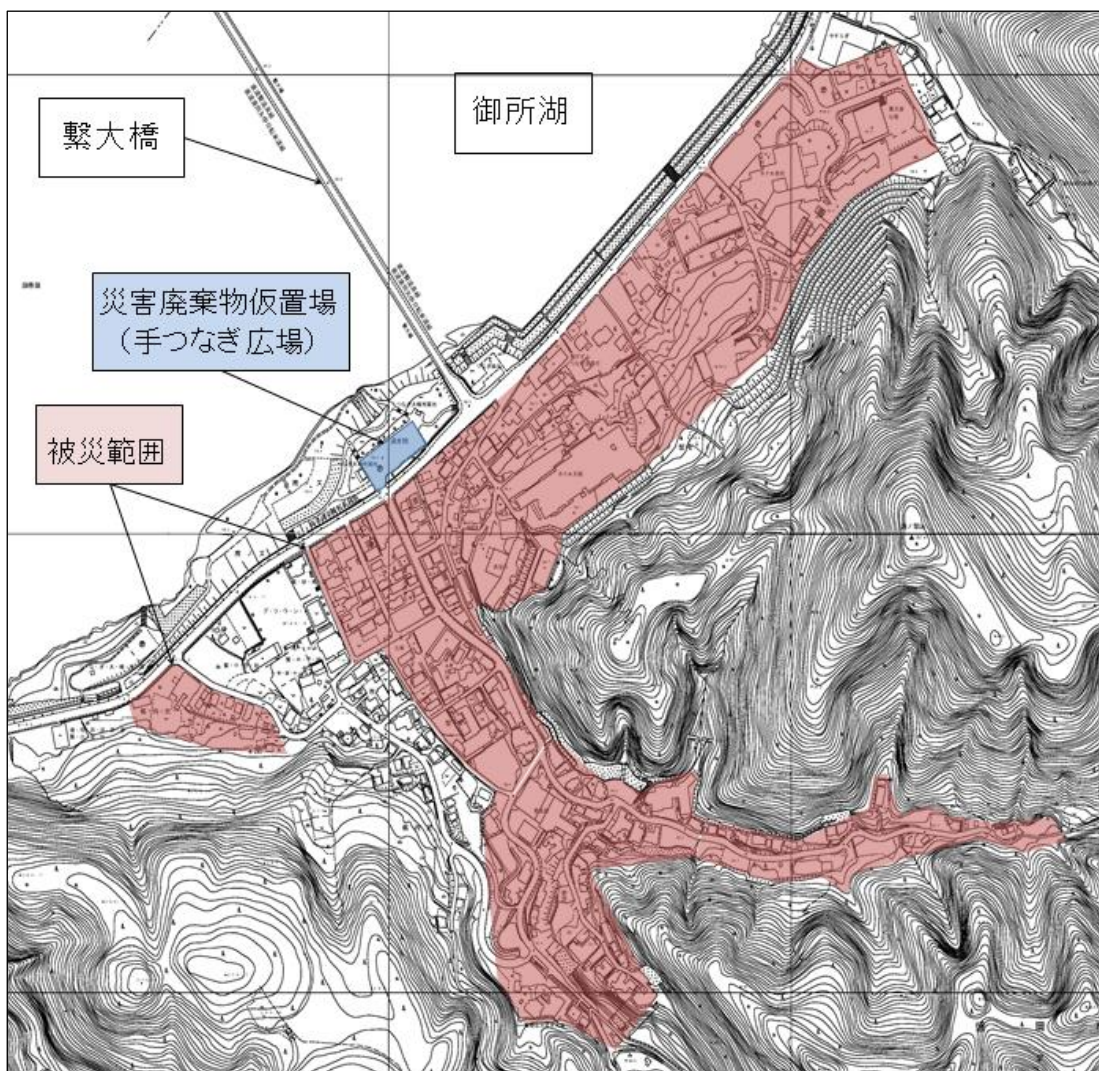
ウ 仮置場

市では、発災直後の8月11日（日）に繋地区に仮置場を1か所設置したほか、土砂専用の仮置場を2か所設置した。仮置場への搬入に関しては、住民による搬入を基本としたが、困難な場合は住家の前に排出するよう周知し、ボランティア、直営等により順次仮置場に搬入された。

仮置場の概要

名称	所在地	面積	開設時期	集積対象物	土地所有者	仮置場管理
手つなぎ広場 (繋大橋南園地)	盛岡市繋字南ノ又他	1.600 m ²	8月11日	可燃物、不燃、畳、家具類、家電類、木くず等	県	市
北の浦ポンプ場	盛岡市繋字下猿田	-	8月11日	土砂	市	市
旧つなぎスイミングプール脇	盛岡市繋字除キ地内	-	8月15日	土砂	県	市

仮置場の位置図



仮置場の状況



エ 分別

繫地区では、分別方法についてチラシで周知したほか、仮置場において品目ごとに表示を行った。また、仮置場開設後から、環境部職員が仮置場での粗選別、搬入車の荷降ろし作業の補助を行った。

オ 収集運搬

地区	作業内容	備考
繫地区	仮置場に集積された災害廃棄物の処理施設までの運搬を、8月14日（水）に開始した。 また、仮置場に自己搬入することができず、住家の前に積まれた災害廃棄物については、リヤカー、パッカー車等による運搬を随時行った。	直営及び（一社）盛岡市廃棄物業協会への委託により収集運搬を行い、前半は、土曜日・日曜日を含めた毎日、通常の作業時間を延長して被災地域の災害廃棄物の搬出に当たった。
猪去地区	住家の前に積まれた災害廃棄物について、ダンプ車、パッカー車等による運搬を行った。	

カ 中間処理・最終処分

盛岡地域で発生した災害廃棄物の処理は、盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターにおいて、都南地域で発生した災害廃棄物の処理は、盛岡・紫波地区環境施設組合での処理を基本に行った。

各施設では、収集運搬の進捗状況に合わせて、8月17日（土）まで毎日、災害廃棄物を受け入れた。

キ 委託処理

市処理施設で処理することができない適正処理困難物等の品目については、平常時に委託処理を行っている民間事業者、産業廃棄物処理業者等に委託処理を行った。

その他、処理・処分等に関しては、次の作業分担により実施した。

処理事業の作業分担

地域	品目	作業内容	作業者（委託者）	作業期間
盛岡地域	可燃物	焼却処理	盛岡市クリーンセンター	8月11日～10月5日
	不燃物	破碎処理	盛岡市リサイクルセンター	8月11日～10月5日
	木くず	運搬	㈱佐藤興産	9月9日～10月11日
		破碎・資源化	新工住建㈱	9月9日～10月11日
	廃家電類	家電リサイクル法に基づく処理	日本通運㈱	9月13日～9月27日
	畳	焼却処理	㈱環境整備	10月24日～10月31日
	消火器	運搬, 資源化	(有)総合防災	10月22日～10月31日

地域	品目	作業内容	作業者（委託者）	作業期間
	廃タイヤ	運搬	(有)藤忠商事	10月22日～10月31日
		資源化	三菱マテリアル(株)	10月18日～10月31日
	金属くず	資源化	(一社)盛岡市廃棄物業協会	-
	業務冷蔵庫	資源化	(株)アイヴィック	-
	ガードレール等 道路標識	-	道路管理者	-
都南 地域	可燃ごみ	焼却処理	盛岡・紫波地区環境施設組合	8月10日～10月25日
	大形・不燃ごみ	破碎処理	盛岡・紫波地区環境施設組合	8月10日～10月25日

(4) 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物の発生量の実績は、次のとおりである。

災害廃棄物の発生量（ごみ）

種類	盛岡地域	都南地域	計	
可燃物	85.8 t	5.4 t	91.2 t	
不燃物	163.8 t ※ ¹	2.1 t	165.9 t	
金属類	-	-	-	
木くず	314.0 t	-	314.0 t	
廃家電類	174台 (6.3 t)	-	174台 (6.3 t)	
処理困難 物	畳	17.2 t	-	17.2 t
	消火器	100本 (0.3 t)	-	100本 (0.3 t)
	廃タイヤ	3.0 t	-	3.0 t
	廃油	- ※ ²	-	-
	ガスボンベ	30本	-	30本
計	590.3 t	7.5 t	597.8 t	

土砂（概算）	11,089m ³	11,089m ³
--------	----------------------	----------------------

備考：数字の四捨五入により、内訳と計が一致しない場合がある。以下同じ。

※¹ コンクリートがら、石膏ボード等を含む。

※² 灯油等の仮置がされているが、数量は不明である。

災害廃棄物の発生量（し尿）

	盛岡地域	都南地域	計
くみ取り家屋数	1戸	84戸	85戸
し尿収集量	5400	60,9300	61,4700

(5) 処理経費

ア ごみ

仮置場への搬入及び処理施設への持込分について、災害廃棄物である旨の申出のあったものについては、処理手数料を減免（全額を免除）した。

委託処理を行ったものについては、受託業者からの請求に基づき支出した。

イ し尿

盛岡地域のし尿は、許可業者が無料でくみ取り、収集運搬及び処分料金を市が負担した。

都南地域のし尿は、紫波、稗貫衛生処理組合委託業者が無料でくみ取り、収集運搬及び処分料金を紫波、稗貫衛生処理組合が委託業者に納付したのち、市が紫波、稗貫衛生処理組合に対し負担金を納付した。

ウ 災害廃棄物処理事業費国庫補助金

環境省の災害廃棄物処理事業費国庫補助金の交付を受けるため、補助金申請等の手続を行った。

交付の対象	災害その他の事由により被害を受けた市町村（一部事務組合を含む。）が行う災害廃棄物処理事業
補助率	1 / 2
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置

災害廃棄物の処理経費

(円)

		支出額	補助対象額 A	補助率 B	補助金額 A×B	備考	
ごみ 処理	盛岡地域 (直営)	収集運搬	174,849	174,849	50%	87,425	①
		焼却処理	(2,184,214)	2,184,214	50%	1,092,107	②
		埋立処分	(3,900,850)	3,900,850	50%	1,950,425	②
	盛岡地域 (委託)	収集運搬 1	4,555,897	2,360,546	50%	1,180,273	③
		収集運搬 2	892,500	463,168	50%	231,584	③
		木くず積込運搬	3,360,000	1,792,769	50%	896,384	③
		木くず破砕	5,604,900	5,604,900	50%	2,802,450	③
		廃置処分	1,081,080	1,081,080	50%	540,540	
		消火器 収集運搬・処分	101,850	0	-	0	④
		タイヤ収集運搬	110,250	0	-	0	④
		タイヤ処分	26,460	0	-	0	④
		家電4品目リサイクル 料金・収集運搬・処分	785,777	785,777	50%	392,889	

			支出額	補助対象額 A	補助率 B	補助金額 A×B	備考
	都南地域	焼却処理	62,443	62,443	50%	31,222	⑤
		大形ごみ処理					
	計		22,841,070	18,410,595	-	9,205,297	
し尿 処理	盛岡地域	収集運搬	4,139	2,069	50%	1,035	⑥
		処分	113	56	50%	28	⑥
	都南地域	収集運搬・処分	325,945	22,481	50%	11,241	⑦
	計		330,197	24,606	-	12,303	
合計			23,171,267	18,435,201	-	9,217,000	⑧

- 備考 ① 収集センター直営車両に係る燃料費
- ② 支出額は、平成24年度処理原価に基づく算出（焼却：25,736円／t、埋立：24,563円／t）であり、支出があったものではない。
- ③ 補助対象額は、直接経費のみを対象
- ④ 補助対象外
- ⑤ 支出額は、盛岡・紫波地区環境施設組合からの請求額
- ⑥ 対象を浸水被害世帯に絞り、補助対象量50%で算定
- ⑦ 対象を浸水被害世帯に絞り、補助対象量50%で算定
支出額は、紫波、稗貫衛生処理組合からの請求額
- ⑧ 補助金額は、千円未満を切り捨てた額

2-2 平成25年台風第18号による災害

1 災害の概要

大型の台風第18号の影響により、平成25年9月15日早朝から断続的に雨が降り続き、山王町では降り始め（15日5時）から16日21時までの総雨量が85.5ミリとなったほか、好摩では、16日16時05分に最大1時間雨量42.0ミリ（9月の観測史上最大）を観測する等、大雨となった。

この大雨により、同地域を流れる松川等が氾濫し、人的被害はなかったものの、住家2棟の全壊をはじめ、多くの住家、施設、農地等が被害を受けた。

2 被害の状況

(1) 人的被害

無し

(2) 停電

新庄、浅岸地区 168戸

上堂一・三丁目、高松四丁目地区 153戸

その他、玉山地域でも各地で停電が発生した。

(3) 建物、施設等の被害

区分	被害の状況（箇所）
住家等被害	全壊2、大規模半壊17、半壊52、床上浸水1、床下浸水30、一部損壊3（強風による屋根破損）、その他1
民間福祉施設被害	一部損壊（床上浸水）1
商工関係施設被害	半壊1、床上浸水6、床下浸水3、土砂流入1
道路橋りょう等被害	冠水50、法面崩壊等16、洗掘4、倒木15、路肩崩壊26、道路陥没11、道路流出3、橋梁損壊1、橋梁部閉塞（流木による閉塞）5
河川施設被害	土砂堆積1
水路施設被害	水路破損12、土砂堆積3
河川・水路溢水等	溢水2、法面崩壊1
上下水道施設被害	配水管抜出し2、公設浄化槽損傷3、その他6
その他公共施設等被害	床下浸水1、雨漏り2、倒木4、その他9、教育施設5
農地等被害	農地冠水、法面崩壊等 612箇所
農業用施設・機械	農作業施設損壊26、ビニールハウス損壊26、作業機械水没及び流失 145台、揚水機冠水1
畜産被害	成牛2頭死亡、子牛4頭行方不明、ロール水没等 488個、わら水没等30個、牧草地冠水3ha
林業施設被害	林道（洗掘、土砂崩れ、倒木）7路線
土砂崩れ・土砂流入	下田地区内

3 災害廃棄物処理

(1) 組織・配備体制

発災後、環境部及び玉山総合事務所が、災害廃棄物の処理を行った。

各課の主な担当業務は、次のとおりである。

災害廃棄物処理体制

部等	担当課	主な担当事務
玉山総合事務所	税務住民課	災害廃棄物の処理委託、仮置場の設置及び運営管理、危険物等の管理、問合せ対応、災害廃棄物の分別、市民周知、委託業者（ごみ）の車両・作業員等の被災状況の把握、補助金交付申請
環境部	環境企画課	仮置場での作業補助
	廃棄物対策課	職員の配置、各ごみ処理施設の被災状況等の把握、災害廃棄物対策関係情報の記録、岩手県との連絡調整、廃棄物関係団体との連携・連絡調整、関係部署との連絡調整、一部事務組合のし尿等処理施設の被災状況等の把握、仮置場の運営管理、災害廃棄物の分別
	資源循環推進課	関係部署との連絡調整、問合せ対応、災害廃棄物の分別
	収集センター	直営車両の被災状況の把握、災害廃棄物の分別・収集運搬
	リサイクルセンター	施設の被災状況の把握、施設の点検、災害廃棄物の処理
	クリーンセンター	施設の被災状況の把握、施設の点検、災害廃棄物の処理

(2) 避難所等で発生した廃棄物の処理

生活ごみ	平常時と同様の体制（委託）で、収集を行った。
避難所ごみ	隣接する集積場所に出された避難所ごみを、平常時と同様の体制（委託）で収集を行った。
し尿等	平常時の体制と同様に、収集運搬業者（玉山地域：盛岡北部行政事務組合委託業者）が直接依頼を受け、収集作業に当たった。 仮設トイレの設置はなし。

(3) 災害により発生した廃棄物の処理

ア 広報・各種相談

玉山地域の住民へは、チラシを作成し、9月17日（火）に周知を行った。

問合せ窓口は、玉山総合事務所税務住民課、環境部資源循環推進課及び廃棄物対策課とした。

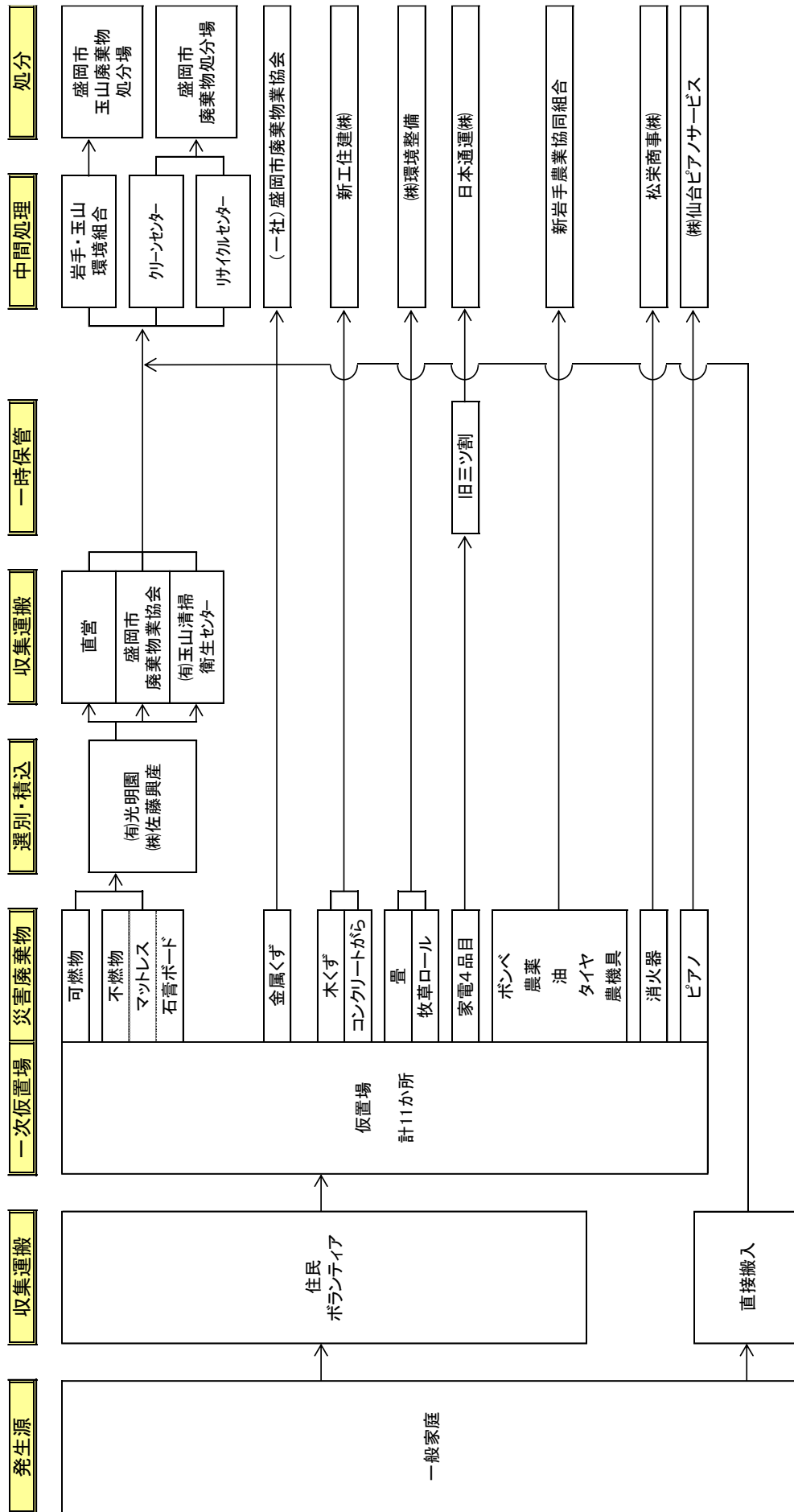
住民への周知チラシ

<p>【被災者の皆様へ】</p> <p>この度の水害被害に、お見舞い申し上げます。 水害被害に伴う家財などを、ごみとして出される場合は次のようにお願いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・家電関係 ・畳・家具類 ・流木等 ・土砂等 ・処理困難ごみ（ガスボンベ、消火器、灯油缶等） <p>に分別をして下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区ごとに、下記仮置場へ出して下さい。 ● 「松内コミセン」, 「好摩体育館裏」 「岩崎清男様所有地」, 「下田川崎コミセン」 「和野久雄様所有地」 </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>盛岡市玉山総合事務所</td> <td>税務住民課</td> <td>683-3805</td> </tr> <tr> <td>盛岡市環境部</td> <td>資源循環推進課</td> <td>626-3733</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物対策課</td> <td>626-3755</td> </tr> </table>	盛岡市玉山総合事務所	税務住民課	683-3805	盛岡市環境部	資源循環推進課	626-3733		廃棄物対策課	626-3755	<p>大雨被害に遭われた方でトイレの汲み取りが必要な方 ←</p> <p>好摩衛生社 (682-0144) へ汲み取りを依頼してください。</p> <p>汲み取り費用については、市が全額負担します。</p>
盛岡市玉山総合事務所	税務住民課	683-3805								
盛岡市環境部	資源循環推進課	626-3733								
	廃棄物対策課	626-3755								
<p>【担当】</p> <p>盛岡市玉山総合事務所 税務住民課 683-3805</p>										

イ 処理フロー

災害廃棄物の処理フローは、次のとおりである。

災害廃棄物処理フロー



ウ 仮置場

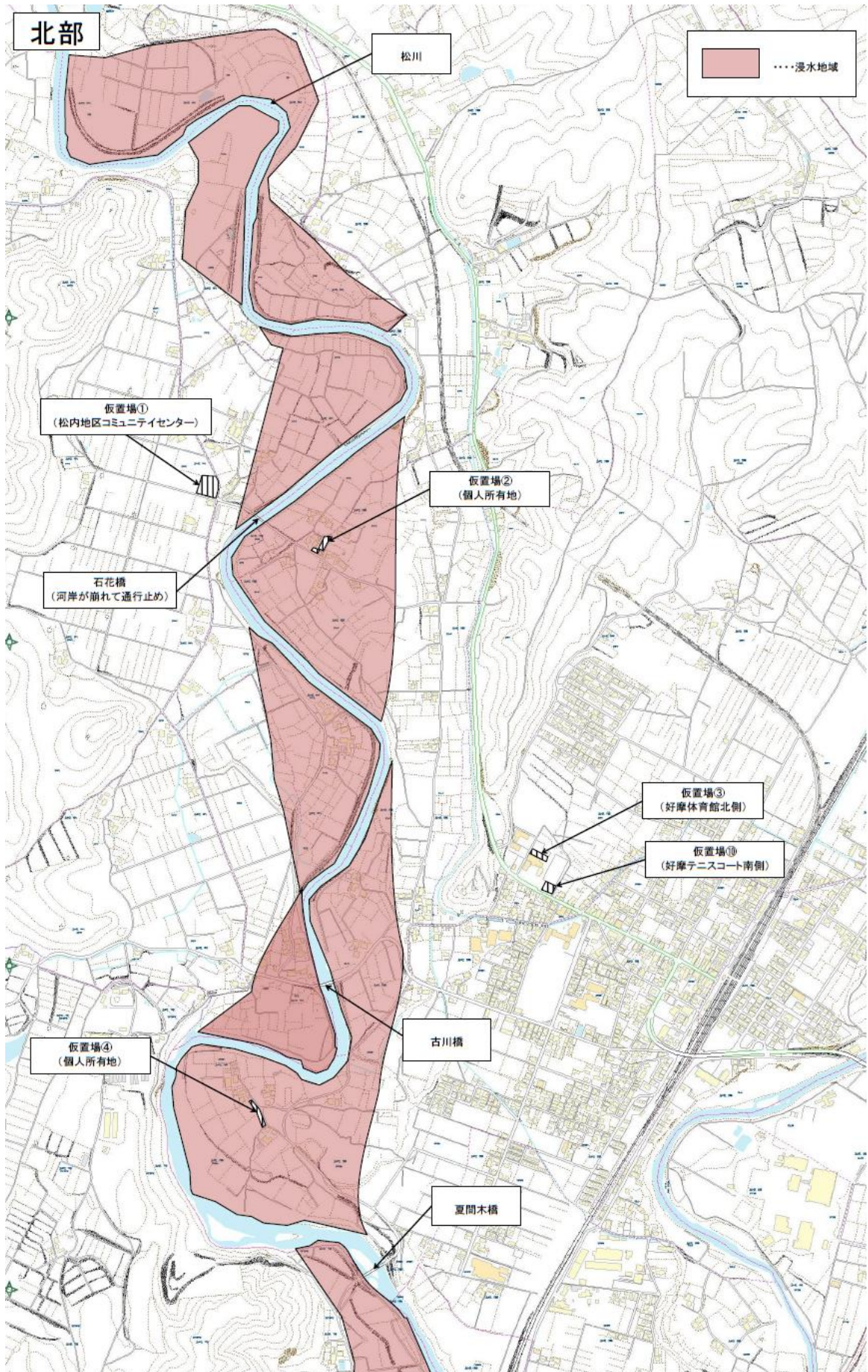
仮置場は、全11か所設置した。仮置場への搬入に関しては、住民による搬入を基本としたが、自力での搬出が困難な場合は、ボランティア、直営等により順次仮置場に搬入された。

仮置場の概要及び仮置場の位置図は、次のとおりである。

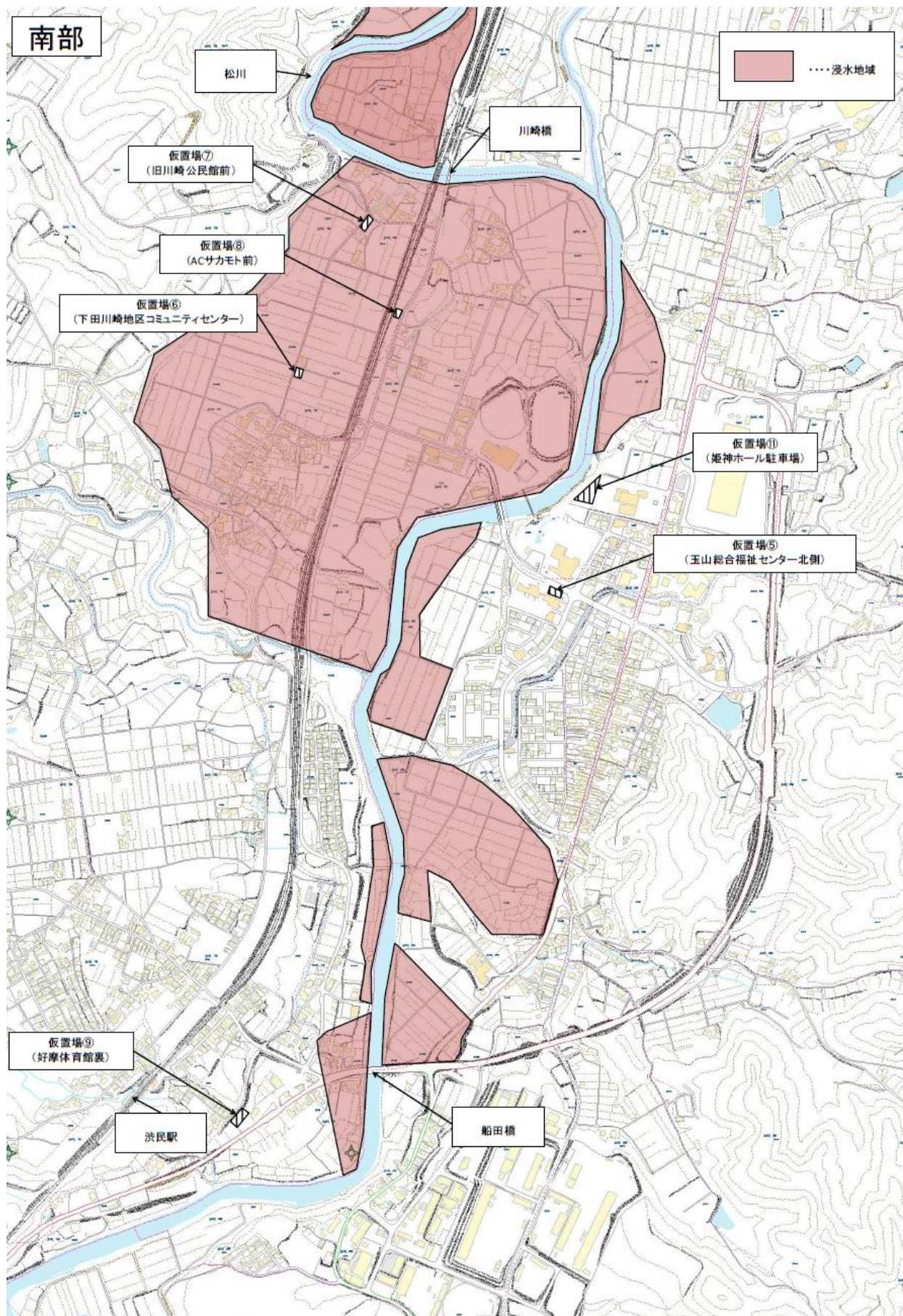
仮置場の概要

No.	名称	所在地	集積対象物	土地所有者	仮置場管理
1	仮置場① (松内地区コミュニティセンター)	松内字松内	可燃物、不燃、 畳、家具類、家電類、木くず等	市	市
2	仮置場② (個人所有地)	好摩字新田		個人	市
3	仮置場③ (好摩体育館北側)	好摩字野中		市	市
4	仮置場④ (個人所有地)	好摩字夏間木		個人	市
5	仮置場⑤ (玉山総合福祉センター北側)	渋民字泉田		市	市
6	仮置場⑥ (下田川崎地区コミュニティセンター)	下田字上下田		市	市
7	仮置場⑦ (旧川崎公民館前)	川崎字外平		個人	市
8	仮置場⑧ (ACサカモト前)	川崎字外平		個人	市
9	仮置場⑨ (個人所有地)	下田字船綱		個人	市
10	仮置場⑩ (好摩テニスコート南側)	好摩字野中		市	市
11	仮置場⑪ (姫神ホール駐車場)	渋民字鶴塚		市	市

仮置場の位置図（北部）



仮置場の位置図（南部）



エ 分別

分別方法についてチラシで周知したほか、仮置場において品目ごとに表示を行った。また、仮置場開設後から、職員が仮置場での粗選別を行ったほか、選別・積込の委託を実施した。

オ 収集運搬

仮置場に集積された災害廃棄物の処理施設までの運搬を、9月19日（木）に開始した。

直営、（一社）盛岡市廃棄物業協会及び(有)玉山清掃衛生センターへの委託により収集運搬を行い、前半は、土曜日・日曜日を含めた毎日、通常の作業時間を延長して被災地域の災害廃棄物の搬出に当たった。

カ 中間処理・最終処分

玉山地域で発生した災害廃棄物の処理は、岩手・玉山環境組合、盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターにおいて処理を行った。

岩手・玉山環境組合では、日曜日を除いて災害廃棄物の受入れを行い、盛岡市クリーンセンター及びリサイクルセンターでは、土曜日、日曜日を中心に収集運搬の進捗状況に合わせて、災害廃棄物を受け入れた。

キ 委託処理

市等の処理施設で処理することができない適正処理困難物等については、平常時に委託処理を行っている民間事業者、産業廃棄物処理業者等に委託処理を行った。

その他、処理・処分等に関しては、次の作業分担により実施した。

処理事業の作業分担

地域	品目	作業内容	作業者（委託者）	作業期間
玉山 地域	可燃物	焼却処理	岩手・玉山環境組合	9月19日～10月24日
			盛岡市クリーンセンター	9月21日～10月15日
	不燃物	破碎処理	岩手・玉山環境組合	9月19日～10月24日
			盛岡市リサイクルセンター	9月21日～10月15日
	金属くず	資源化	（一社）盛岡市廃棄物業協会	-
	木くず	委託（破碎）	新工住建(株)	10月5日～10月29日
	コンクリートがら	委託（処理）	新工住建(株)	12月5日～12月6日
	畳	委託（処分）	(株)環境整備	10月1日～10月25日
	牧草ロール	委託（処理）		12月2日～2月28日
	家電4品目	委託（仕分、収集運搬、処理）	日本通運(株)	11月22日～11月29日
	ボンベ	委託（処理）	新岩手農業協同組合	10月31日～11月30日
	農薬			
油				

第2章 災害廃棄物処理の記録

地域	品目	作業内容	作業者（委託者）	作業期間
	タイヤ			
	農機具			
	消火器	委託（処理）	松栄商事(株)	11月6日～11月11日
	ピアノ	委託（処理）	(株)仙台ピアノサービス	11月13日～11月20日

(4) 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物の発生量の実績は、次のとおりである。

災害廃棄物の発生量（ごみ）

種類	盛岡市クリーンセンター 盛岡市リサイクルセンター	玉山地域	計
可燃物	364.1 t	42.8 t	406.9 t
不燃物	209.6 t	1.7 t	211.3 t
金属くず	-	31.6 t	31.6 t
木くず	-	82.0 t	82.0 t
廃家電類	-	545台 (17.4 t)	545台 (17.4 t)
処理 困難物	畳	-	91.3 t
	消火器	-	76本 (0.2 t)
	廃タイヤ	-	3.0 t
	廃油	-	425個 (- t)
	ガスボンベ	-	6本 (- t)
	農機具	-	一式 (- t)
	農薬	-	0.1 t
ピアノ	-	2台 (0.4 t)	2台 (0.4 t)
計	573.6 t	270.5 t	844.1 t

災害廃棄物の発生量（し尿）

	玉山地域
くみ取り家屋数	57戸
し尿収集量	58,100ℓ

(5) 処理経費

ア ごみ

仮置場への搬入及び処理施設への持込分について、災害廃棄物である旨の申出のあったものについては、処理手数料を減免（全額を免除）した。

委託処理を行ったものについては、受託業者からの請求に基づき支出した。

イ し尿

し尿は、盛岡北部行政事務組合委託業者が無料でくみ取り、収集運搬及び処分料金を盛岡北部行政事務組合が委託業者に納付したのち、市が盛岡北部行政事務組合に対し負担金を納付した。

ウ 災害廃棄物処理事業費国庫補助金

環境省の災害廃棄物処理事業費国庫補助金の交付を受けるため、補助金申請等の手続を行った。

交付の対象	災害その他の事由により被害を受けた市町村（一部事務組合を含む。）が行う災害廃棄物処理事業
補助率	1 / 2
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置

災害廃棄物の処理経費

(円)

			支出額	補助対象額 A	補助率 B	補助金額 A×B	備考
ごみ 処理	盛岡地域 (直営)	収集運搬	(200,613)	200,613	50%	100,307	①
		焼却処理	(9,369,448)	9,369,448	50%	4,684,724	②
		埋立処分	(5,147,422)	5,147,422	50%	2,573,711	②
	岩手・玉山 環境組合	焼却処理	997,442	997,442	50%	498,721	③
		破砕処理	47,631	47,631	50%	23,816	③
	玉山地域 (委託等)	仮置場復元業務	271,800	0	-	0	④
		牧草地復旧	2,047,500	0	-	0	⑤
		選別・積込	913,500	0	-	0	⑤
		積込（牧草ロール）	84,000	0	-	0	⑤
		積込（コンクリートがら）	70,350	0	-	0	⑤
		投入等処理	82,740	0	-	0	⑤
		収集運搬1	11,185,072	6,004,808	50%	3,002,404	⑥
		収集運搬2	1,477,700	766,205	50%	383,103	⑥
		収集運搬（牧草ロール）	147,315	0	-	0	⑤
		木くず破砕	1,463,700	1,463,700	50%	731,850	
		畳処分	5,749,380	5,749,380	50%	2,874,690	
		家電4品目	2,484,221	2,484,221	50%	1,242,111	
		牧草ロール	2,289,000	0	-	0	⑤
	ボンベ、農薬、油、 タイヤ、農機具	410,196	0	-	0	⑤	

第2章 災害廃棄物処理の記録

		コンクリートがら	12,642	0	-	0	⑤
		消化器	77,900	0	-	0	⑤
		ピアノ	42,000	0	-	0	⑤
		有機溶剤各種	832,230	0	-	0	⑤
		肥料	1,129,275	0	-	0	⑤
		計	46,533,077	32,230,870	-	16,115,434	
し尿 処理	玉山地域	収集運搬・処分	442,195	149,187	50%	74,594	⑦
		計	442,195	149,187	-	74,594	
合計			46,975,272	32,380,057	-	16,190,028	
			申請額:	32,380,000	交付額:	16,100,000	⑧

- 備考 ① 収集センター直営車両に係る燃料費
 ② 支出額は、平成24年度処理原価に基づく算出（焼却：25,736円／t、埋立：24,563円／t）であり、支出があったものではない。
 ③ 支出額は、平成24年度処理原価に基づく算出（焼却：23,308円／t、破碎：30,710円／t）であり、支出があったものではない。
 ④ 仮置場の復元作業に当たった人夫等賃金、補助対象外
 ⑤ 補助対象外
 ⑥ 補助対象額は、直接経費のみを対象
 ⑦ 対象を浸水被害世帯に絞り、補助対象量50%で算定
 支出額は、盛岡北部行政事務組合からの請求額
 ⑧ 申請額：千円未満を切り捨てた額、交付額：十万円未満を切り捨てた額

2-3 平成30年2月3日の中屋敷町地内の住宅爆発

1 概要

平成30年2月3日（土）11時頃に中屋敷町地内の一般住宅がガスの漏出により爆発、全壊した。爆発現場から半径約200m内の近隣住宅にも被害が発生し、外壁が剥がれ落ちたり、窓ガラスが割れる等の被害が発生した。

2 被害の状況

(1) 人的被害

区分	被害人数	内容
重傷者	1人	腰椎骨折
軽傷者	2人	頭部打撲（全治3日間）、顔面打撲（加療1週間）

(2) 建物、施設等の被害

区分	被害の状況（棟）
住家等被害	全壊1、一部損壊33、その他11

3 災害廃棄物処理

(1) 組織・配備体制

発災後、総務部及び環境部が、災害廃棄物の処理を行った。

各課の主な担当業務は、次のとおりである。

災害廃棄物処理体制

部等	担当課	主な担当事務
総務部	危機管理防災課 消防対策室	市民周知、問合せ対応、報道対応、消防団との調整
環境部	廃棄物対策課	市民周知、問合せ対応、報道対応、職員の配置、災害廃棄物処理全体の進行管理、災害廃棄物対策関係情報の集約及び記録、関係部署との連絡調整、仮置場の運営管理、災害廃棄物の分別、危険物等の管理、不法投棄及び不適正排出の防止・管理
	資源循環推進課	収集運搬の全体管理
	収集センター	災害廃棄物の収集運搬
	リサイクルセンター	災害廃棄物の処理
	クリーンセンター	災害廃棄物の処理

(2) 災害により発生した廃棄物の処理

ア 広報・各種相談

爆発現場周辺の住民へは、チラシを作成し周知したほか、市HPに同内容を掲載した。

また、被害のあった住民に対し被害状況等の聞き取りを実施した。

問合せ窓口は、廃棄物対策課とした。

住民への周知チラシ

盛岡市からのお知らせ（爆発事故に伴うごみの出し方）

中屋敷地区の皆様へ

この度の爆発事故による家屋損壊などの被害にあわれた皆様にお見舞いを申し上げます。
事故に伴い発生した被害家財などを、ごみとして出される場合の出し方について、次のとおり御案内いたします。

① ごみの仮置場を開設します。
爆発事故により発生したごみについて仮置場に運搬をお願いします。

開設場所 上三ツ家幼児公園（中屋敷町 4-49）

開設日時 2月11日（日） 午前9時～午後3時 （開設日を追加する場合は仮置場に掲示します）

排出方法 裏面の品目ごとに分別をお願いします。
仮置場内の決められた場所に品目ごとに置いてください。

【注意】 地域のごみ集積場所には爆発事故により発生したごみは出せません。
2/11（日）は、消防団の皆様が、ごみの搬出運搬をお手伝いします。

② 仮置場を利用せず、市の処理施設に自ら持ち込む場合は、次の施設にそれぞれ搬入してください。

燃やせるごみ 盛岡市クリーンセンター
【場所】 上田宇小島沢 148-25 【TEL】 019-663-7153
【受付】 午前9時～午後4時（日曜を除く）

燃やせないごみ・粗大ごみ 盛岡市リサイクルセンター
【場所】 川又字大日向 32-5 【TEL】 019-685-2151
【受付】 午前9時～午後4時（日曜・祝日・第1・3・5土曜を除く）

③ 仮置場に運べない粗大ごみは、盛岡市収集センターに電話で収集を申し込んでください。収集日や出し方を御案内します。

【申し込み先 TEL】 019-603-8030 ※「粗大ごみ」と書いた紙を貼ってください
【受付】 午前9時～午後4時（土日祝日を除く） ※1回あたり3点まで

上記方法による場合、『爆発事故に伴う廃棄物』である旨を係員に申し出てください。この場合、手数料はかかりません。（罹災証明書提示も不要）

【お問い合わせ先】 盛岡市廃棄物対策課 【TEL】 019-626-7573

盛岡市からのお知らせ（爆発事故に伴うごみの出し方）

北

[入口]

係員
作業場所

② 木くず

③ 可燃ごみ

① 金属くず

④ 不燃ごみ

⑤ ガラスくず

⑥ 家電製品

⑦ 危険物
(スプレー缶など)

[出口]

（上三ツ家幼児公園）

● 今回の被害に関係ないごみは出せません。

● 建物の躯体に伴って発生する廃棄物は出せません。

解体業者が、産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に委託し、処理していただく必要があります。

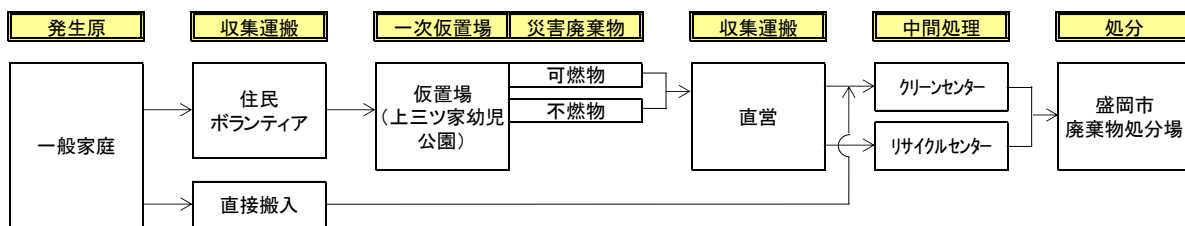
住民への聞取調査シート

<p style="text-align: right;">整理番号 _____</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年度 中屋敷町爆発事故に係る被害状況の聞取調査シート</p> <p>— 持ち物リスト — ・中屋敷地区住民配布用チラシ（配布） ・ごみ分別辞典（手持ち） ・周辺地図（手持ち） ・消防団用チラシ（手持ち） ・ごみ分別カレンダー（手持ち） ・撮影機器 ・名簿 ・メジャー</p> <p>番 号： _____ 損 壊 状 況： _____ 住 所：中屋敷町 _____ 担 当 者 名： _____ 名 前： _____ 年 齢 / 性 別： _____ 代 / 男 ・ 女 訪 問 日 時：H30.29(金) _____ 分 連絡先 (Tel)： _____</p> <p>【アクション1】 周知チラシの配布及び概要説明（※ 自己紹介とお見舞いを忘れず！） チラシを渡しながら、市の対応内容について説明する。要点は次のとおり。 ・仮置場を設置することについて 設置場所、設置期間・開始時間、おおまかな分別区分について説明のうえ、地域の集積場は活用できないこと、解体に伴う家財(ごみ)は対象外であることを伝えてください。 ・爆発事故に伴うごみについては、処理手数料がかからないこと。 チラシに記載の処理方法であれば、爆発事故によるごみに関しては、処理にお金がかからないこと。また、罹災証明等の提示が不要であることを伝えてください。 ・2月11日(日)に消防団が撤出作業を手伝う予定であること。 ⇒ 11日に撤出作業への立会いが可能かどうか (○・×) ⇒ 当日不在の場合、分別のうえ、それと分かるように印をつけて、家の前(敷地内)に出してもらおうよう伝えること。</p> <p>【アクション2】 被害状況の確認 被害者への聞取り及び現地確認により、被災状況を確認する。(※ 写真撮影の了承を！) ・排出が見込まれる廃棄物の種類、量を確認する。 ⇒ 裏面の記載欄にそれぞれ種類・量・大きさを確認して記載する。 ・被害者が、自力で仮置場への搬入が可能かどうかを確認する。 ⇒ 廃棄物の重量、発生量の観点において、自力での搬入が可能か。 (○・×) ⇒ 被害者の年齢または身体能力の観点において、自力での搬入が可能か。 (○・×) ⇒ 消防団員が家の中に入っている撤出作業が必要そうか。 (○・×)</p> <p>【アクション3】 その他の聞取・確認事項 (※ 情報量や状況に依りながら) ① 既に家財(ごみ)を処分しているか (集積場などに既に排出しているか)。 ② 片付けにどの程度の期間がかかりそうか、現在の片付けの進捗状況は何%くらいか。 ③ 何か気になること、市への要望等はあるか。</p> <p>memo</p>	<p style="text-align: right;">整理番号 _____</p> <p>■ 発生が見込まれる廃棄物の記載欄</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">ごみの区分</th> <th style="width:60%;">発生が見込まれる廃棄物の種類・量・大きさ (〇〇mの△△が□□本 など)</th> <th style="width:25%;">搬入支援が必要そうか (○・×)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 金属くず</td> <td>(例：アルミサッシ、トタン、窓枠、金属製の家具・用具など金属類全般)</td> <td>(○・×)</td> </tr> <tr> <td>② 木くず</td> <td>(例：木製の家具、破壊した柱材など) (注：一辺が1m以上のもの、1m未満のもので分けて記載すること)。 ・一辺が1m以上のもの ・一辺が1m未満のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 可燃ごみ</td> <td>(例：紙くず、ゴム・布・革・服、布団・カーペット)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 不燃ごみ</td> <td>(例：プラスチック製品、ガレキ・コンクリートがら、その他の不燃物)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ ガラスくず</td> <td>(例：割れた窓ガラス・ビン類、割れた食器・陶磁器くず)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 家電製品</td> <td>(例：テレビ・冷蔵庫、その他ストーブなどの家電製品一般) (注：指定4品目、その他の品目を分けて記載すること) ・指定4品目 ・その他の品目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 危険物</td> <td>(例：スプレー缶、ガスボンベ、農薬・薬品、灯油)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ その他 (処理困難物)</td> <td>(例：寝タイヤ、消火器、蛍光灯、スプリングマットレス、石膏ボード)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ごみの区分	発生が見込まれる廃棄物の種類・量・大きさ (〇〇mの△△が□□本 など)	搬入支援が必要そうか (○・×)	① 金属くず	(例：アルミサッシ、トタン、窓枠、金属製の家具・用具など金属類全般)	(○・×)	② 木くず	(例：木製の家具、破壊した柱材など) (注：一辺が1m以上のもの、1m未満のもので分けて記載すること)。 ・一辺が1m以上のもの ・一辺が1m未満のもの		③ 可燃ごみ	(例：紙くず、ゴム・布・革・服、布団・カーペット)		④ 不燃ごみ	(例：プラスチック製品、ガレキ・コンクリートがら、その他の不燃物)		⑤ ガラスくず	(例：割れた窓ガラス・ビン類、割れた食器・陶磁器くず)		⑥ 家電製品	(例：テレビ・冷蔵庫、その他ストーブなどの家電製品一般) (注：指定4品目、その他の品目を分けて記載すること) ・指定4品目 ・その他の品目		⑦ 危険物	(例：スプレー缶、ガスボンベ、農薬・薬品、灯油)		⑧ その他 (処理困難物)	(例：寝タイヤ、消火器、蛍光灯、スプリングマットレス、石膏ボード)	
ごみの区分	発生が見込まれる廃棄物の種類・量・大きさ (〇〇mの△△が□□本 など)	搬入支援が必要そうか (○・×)																										
① 金属くず	(例：アルミサッシ、トタン、窓枠、金属製の家具・用具など金属類全般)	(○・×)																										
② 木くず	(例：木製の家具、破壊した柱材など) (注：一辺が1m以上のもの、1m未満のもので分けて記載すること)。 ・一辺が1m以上のもの ・一辺が1m未満のもの																											
③ 可燃ごみ	(例：紙くず、ゴム・布・革・服、布団・カーペット)																											
④ 不燃ごみ	(例：プラスチック製品、ガレキ・コンクリートがら、その他の不燃物)																											
⑤ ガラスくず	(例：割れた窓ガラス・ビン類、割れた食器・陶磁器くず)																											
⑥ 家電製品	(例：テレビ・冷蔵庫、その他ストーブなどの家電製品一般) (注：指定4品目、その他の品目を分けて記載すること) ・指定4品目 ・その他の品目																											
⑦ 危険物	(例：スプレー缶、ガスボンベ、農薬・薬品、灯油)																											
⑧ その他 (処理困難物)	(例：寝タイヤ、消火器、蛍光灯、スプリングマットレス、石膏ボード)																											

イ 処理フロー

災害廃棄物の処理フローは、次のとおりである。

災害廃棄物処理フロー



ウ 仮置場

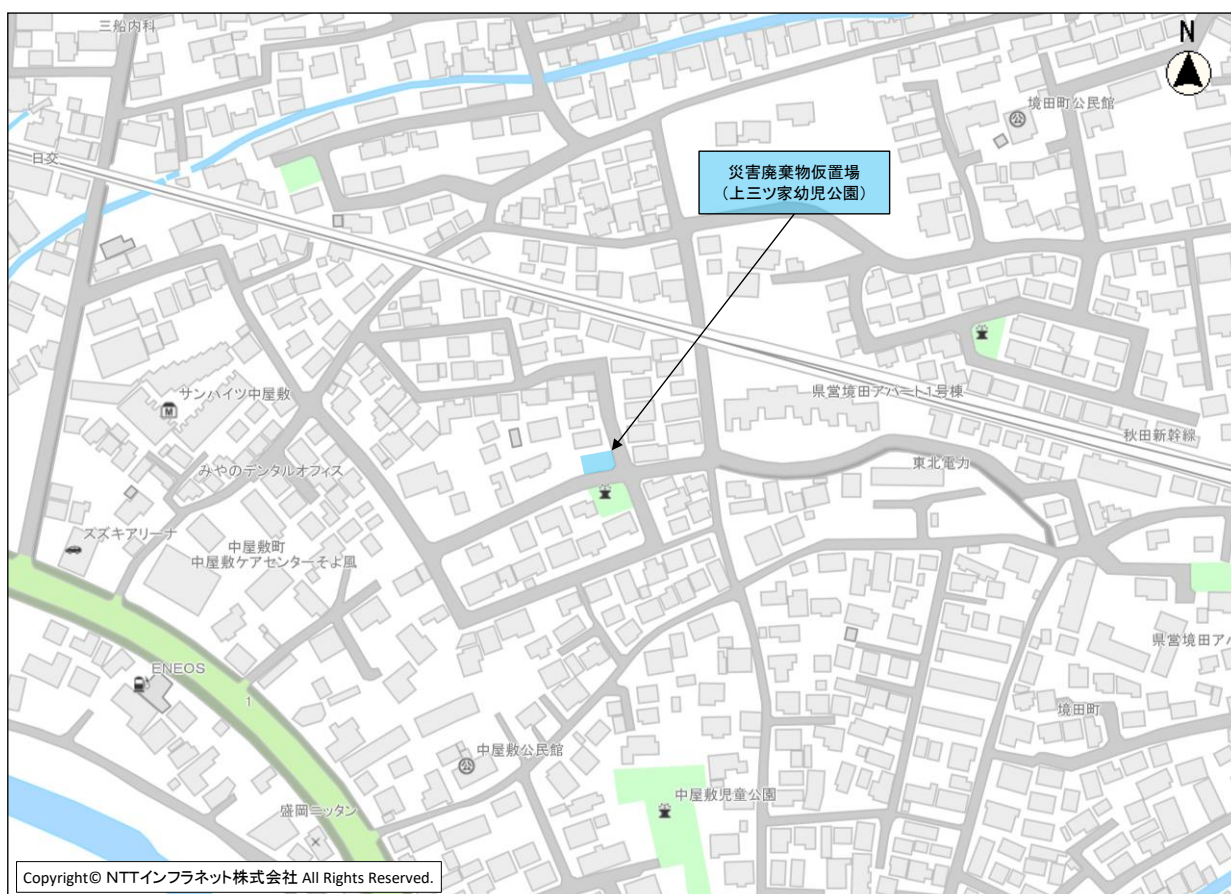
仮置場は、2月11日の午前9時から午後3時まで1か所設置した。仮置場への搬入に関しては、住民による搬入を基本としたが、自力での搬出が困難な場合は、ボランティア（消防団）により順次仮置場に搬入された。

仮置場の概要及び仮置場の位置図は、次のとおりである。

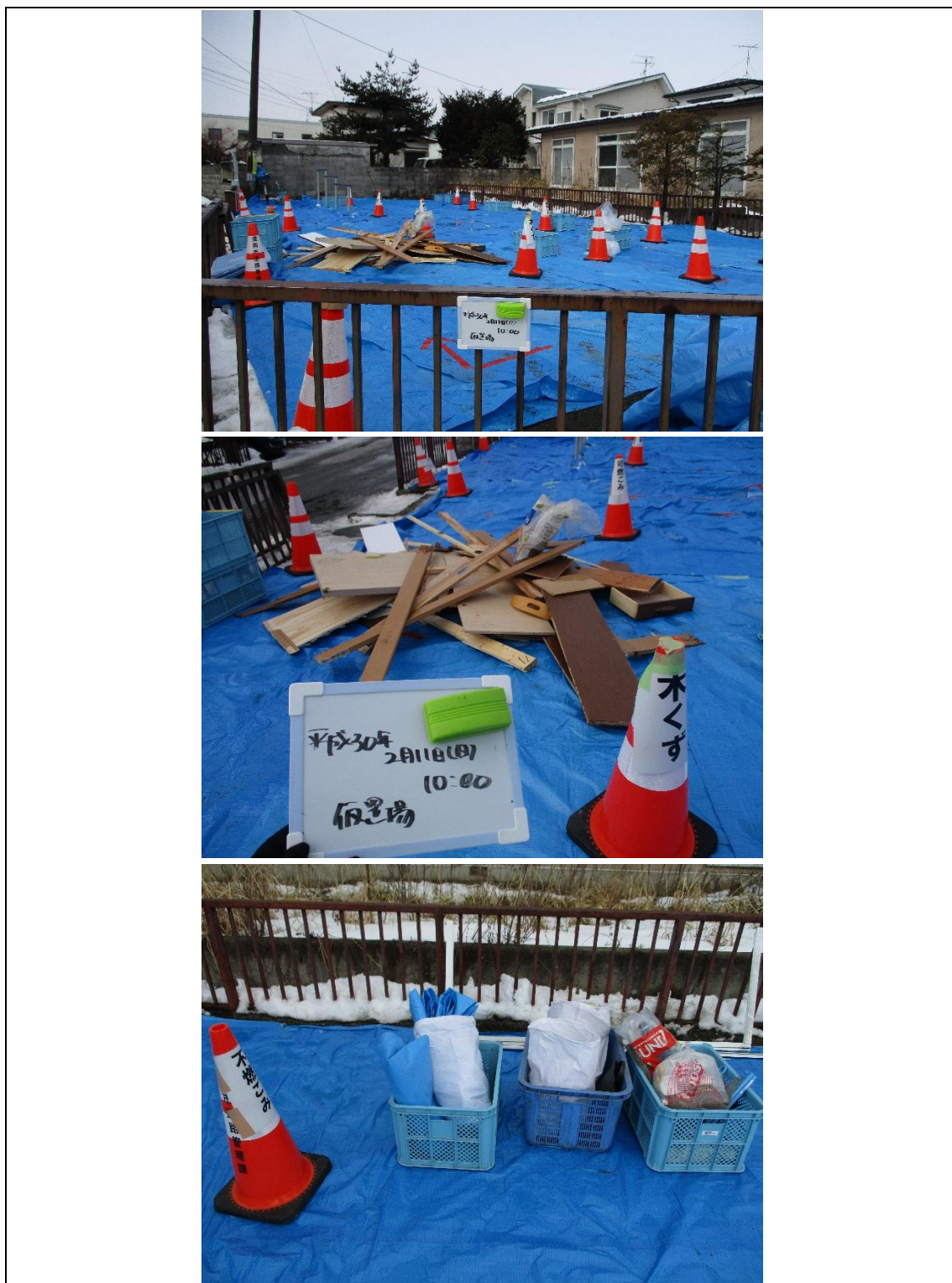
仮置場の概要

No.	名称	所在地	集積対象物	土地所有者	仮置場管理
1	上三ツ家幼児公園	中屋敷町4-49	金属くず、木くず、可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスくず、家電製品、危険物等	市	市

仮置場の位置図



仮置場の状況



エ 分別

分別方法についてチラシで周知したほか、仮置場において品目ごとに表示を行った。また、仮置場開設後から、職員が仮置場での選別・積込を行った。

オ 収集運搬

仮置場に持込まれた災害廃棄物及びボランティアの協力を得て、個別に収集した災害廃棄物を盛岡市クリーンセンター、盛岡市リサイクルセンターに運搬した。

カ 中間処理・最終処分

発生した災害廃棄物の処理は、盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターにおいて処理を行った。

(3) 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物の発生量の実績は、次のとおりである。

災害廃棄物の発生量

区分	収集量
可燃ごみ	920kg
不燃系ごみ	3,210kg
計	4,130kg

(4) 処理経費

市の処理施設に廃棄物を搬入した際、又は粗大ごみの収集を申し込んだ際に、当該搬入又は収集の申込みに係る廃棄物が平成30年2月3日に中屋敷町5番地内で発生したガス爆発に伴い発生したものであることを申し出た者であって、施設管理者がその旨を認めたものについては、処理手数料を減免（全額を免除）した。

第3章 災害廃棄物の処理支援

3-1 東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震）

1 概要

平成23年（2011年）3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0の地震が発生。地震の名称は「東北地方太平洋沖地震」、国内での観測史上最大規模と言われている。

宮城県栗原市で震度7、宮城、福島、栃木、茨城各県で震度6強を観測する等、広い範囲で強い揺れを観測した。盛岡市では震度5強を観測した。

東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸で大きな津波を観測し、甚大な被害が発生した。

(1) 地震の発生状況

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源と規模	三陸沖（北緯38.1度、東経 142.9度、深さ24km） モーメントマグニチュード 9.0
各地の震度 （震度6以上）	震度7 宮城県北部 震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部 震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
津波	14時49分 津波警報（大津波）発表 最大浸水高：18.3m（調査地点：釜石市両石湾） 遡上距離：48.88km（調査地点：北上川／宮城県登米市大泉） 津波高：宮古市 8.5m以上、大船渡市 8.0m以上
余震 （平成26年3月1日現在）	最大震度6強： 2回 最大震度5弱： 46回 最大震度6弱： 2回 最大震度4： 253回 最大震度5強： 15回

出典 内閣府資料、消防庁災害対策本部資料

(2) 被害の状況

ア 全体

人的被害	死者18,958名、行方不明者 2,655名、負傷者 6,219名
建築物被害	全壊 127,291棟、半壊 272,810棟、一部損壊 766,097棟 床上浸水 3,352棟、床下浸水10,217棟 非住家被害（公共建物14,179棟、その他81,903棟）
火災の発生状況	平成24年7月5日確定値 330件

出典 消防庁災害対策本部資料（平成26年3月1日時点）

イ 盛岡市の被害状況

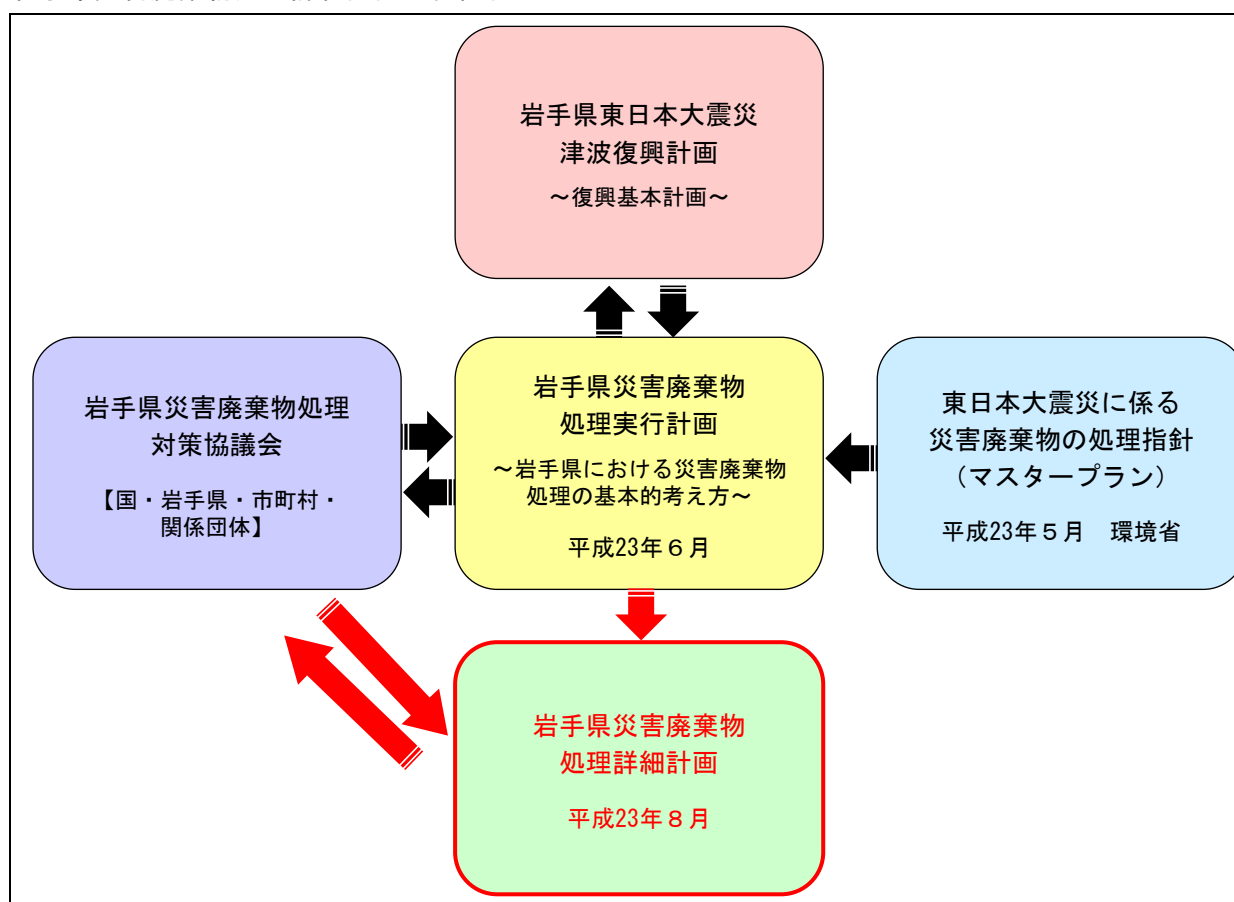
被害区分	内容		
人的被害	—	津波被害により、盛岡市内に住所のある方32人が死亡。	
	23年3月11日	5人が救急搬送（いずれも軽症）	
火災	23年3月11日	牛舎1棟全焼	
停電	23年3月11日	盛岡市内全域で停電	
	12日	神明町や紺屋町で復旧が始まるが、多くは停電中。	
	13日	盛岡市中心部から徐々に復旧。	
	14日	盛岡市内ほぼ復旧。	
断水	23年3月11日	4,767世帯が断水	
	12日	46,867世帯が断水	
	13日	25,200世帯が断水	
	14日	断水解消	
市有施設の被害	建物施設	141施設で壁や天井などの亀裂や電灯などの落下	
	道路など	19か所の市道などで亀裂や歩道タイルの剥がれ等	
	上水道施設	9か所の排水管など破損	
	下水道施設	6か所の下水道管路など破損	
市有施設以外の被害	建物被害	全壊1棟、大規模半壊1棟、半壊10棟、一部破損712棟、その他81棟	
農畜産関係	畜産関係	牛舎全焼により、牛4頭焼死。断水や飼料不足により採卵鶏・種鳥4,641羽へい死。流通不能や停電による集乳施設不稼働により生乳272,833kg廃棄。養鶏飼養施設の破損や敷地・道路法面の崩落。	
	農業施設	農道一路線で法面崩落。ため池1か所で法面崩落。	
	農地	水田隆起1か所。水田崩落1か所。水田法面亀裂1か所。草地亀裂1か所。	
廃棄物処理施設の状況	盛岡市クリーンセンター	23年3月11日	停電
		3月13日	復電
		3月15日	焼却開始（1炉運転）
	盛岡市リサイクルセンター	23年3月11日	停電
		3月13日	復電
		※ 停電時も受入を継続	

2 岩手県の災害廃棄物等の処理

環境省が平成23年5月16日付けで公表したマスタープラン「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針」を受け、岩手県で平成23年6月に「岩手県災害廃棄物処理実行計画」を策定し、これを踏まえ、平成23年8月30日に具体的な処理方法等を定めた「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」が策定された。

「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」は、処理実績等を踏まえ、2回改訂（一次改訂：平成24年5月21日、二次改訂：平成25年5月21日）された。

岩手県災害廃棄物処理詳細計画の位置付け



参考 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（岩手県）

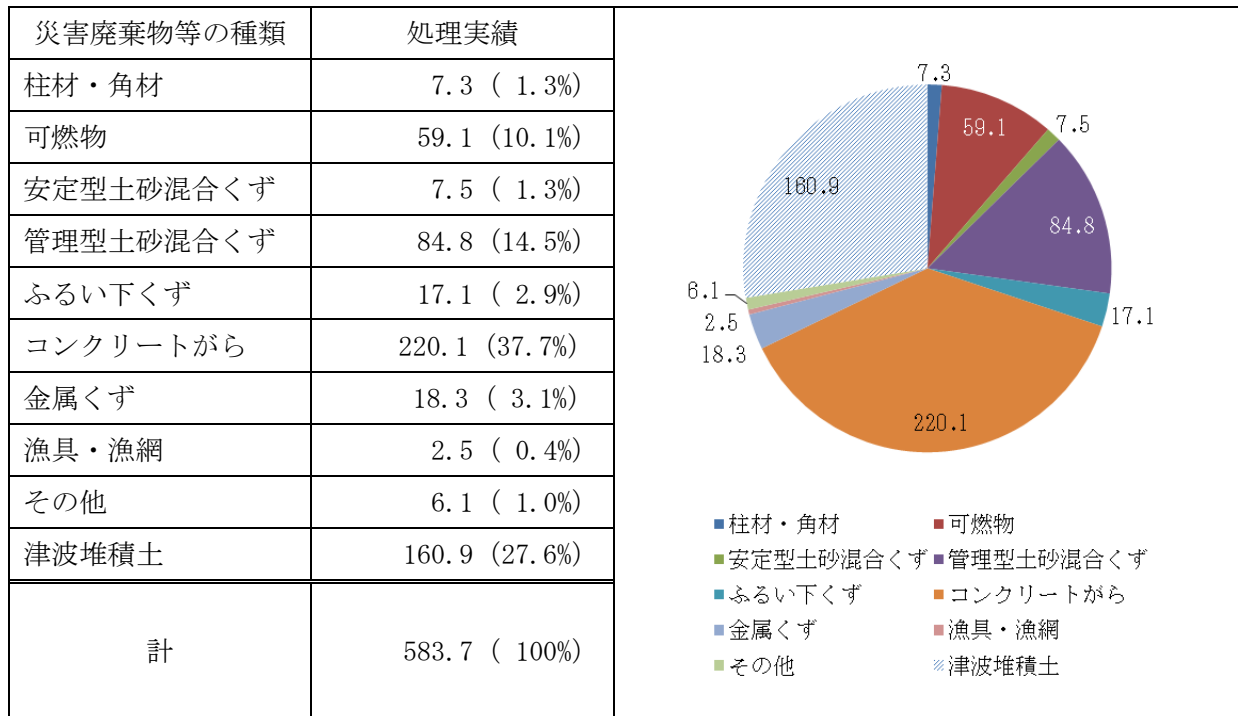
東日本大震災で発生した廃棄物の多くは、津波被害による堆積物であり、発生した廃棄物は「災害廃棄物」と処理が必要な「津波堆積物」に区分された。

岩手県においては、災害廃棄物が約423万トン、津波堆積物が約161万トンで、合計約584万トンの廃棄物が発生したが、津波被害によるものが大部分で、沿岸全域から塩分を含む多様な混合廃棄物が膨大に発生した。

津波堆積物の性状は、家屋、自動車等多種多様なものと海底から打ち上げられた土砂分が混合状態となっていたうえ、かなりの水分を含んでおり、腐敗しやすいものも多く含まれていた。

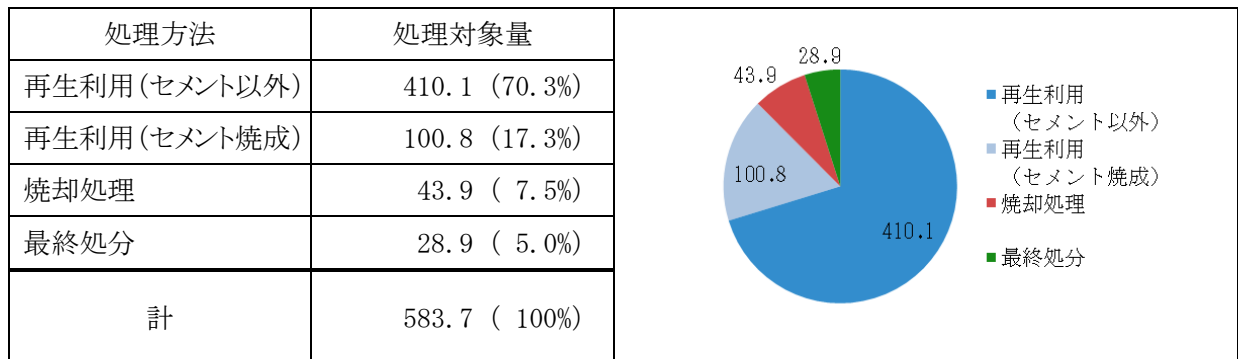
岩手県において、平成26年3月31日までに処理した災害廃棄物等の種類別処理実績及び災害廃棄物等の処理方法別実績は、次のとおりである。

岩手県の災害廃棄物等の種類別処理実績



参考 東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（平成26年9月 環境省東北地方環境事務所 一般社団法人 日本環境衛生センター）

岩手県の災害廃棄物等の処理方法別実績



参考 東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（平成26年9月 環境省東北地方環境事務所 一般社団法人 日本環境衛生センター）

3 本市における災害廃棄物の受入れ処理

(1) 対応経過

年	月日	内容
平成23年	3月11日	震災発生
	3月29日	第1回岩手県災害廃棄物処理対策協議会開催（岩手県主催）
	5月16日	環境省が「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針」を公表
	6月20日	第2回岩手県災害廃棄物処理対策協議会開催（岩手県主催） 「岩手県災害廃棄物処理実行計画」が承認（策定）

	8月11日	岩手町小本、山田町の仮置場の現地調査
	8月30日	第3回岩手県災害廃棄物処理対策協議会開催（岩手県主催） 「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」が承認（策定）
	9月21日	盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会への受入協議、了承
	10月28日	焼却施設近隣住民（松園地区）に受入れ説明
	11月2日	松園地区及び上米内地区住民への受入れの「お知らせ」を回覧
	11月7日	盛岡市長から災害廃棄物の受入れを最優先でやるよう指示あり
	11月9日	クリーンセンター公害防止対策協議会会長との協議
	11月15日	受入れ予定の宮古市災害廃棄物の事前の現地調査・サンプリング持参（岩泉町小本）
	11月16日	盛岡市クリーンセンター公害監視委員会に受入れの説明（サンプリング提示）
	11月17日	盛岡市廃棄物処分場環境保全対策協議会への受入れの説明
	11月22日	焼却施設近隣住民（米内地区）に受入れの説明 最終処分場近隣住民（川又地区及び釘の平地区）に受入れの説明
	11月24日	岩手県と災害廃棄物処理委託契約の締結（可燃物） ※ 契約期間：平成23年11月25日～平成24年3月31日 盛岡市議会議長に受入れの説明 全議員に説明資料及び位置図配布
	11月25日	盛岡市クリーンセンター：岩泉町小本からの廃棄物を受入れ開始
平成24年	2月8日	盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会の現地（宮古市・山田町は再選別ライン）視察
	2月13日	災害廃棄物の本格受入れを開始
	4月2日	岩手県と災害廃棄物処理委託契約の締結（可燃物） ※ 契約期間：平成24年4月2日～平成25年3月31日
	10月2日	岩手県から不燃系災害廃棄物の埋立処分要請（文書）
	11月21日	盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場環境保全対策協議会に説明 ※ 一部委員から受入反対の意見あり。
平成25年	1月15日	盛岡市長に対し、岩手県環境生活部長による不燃物受入要請
	1月29日	盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場環境保全対策協議会に説明 ※ 不燃物の内容に関する資料提示を求める意見あり。
	3月1日	盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場環境保全対策協議会に説明（岩手県が不燃物の安全性を説明し、受入れについて理解を求めた。） ※ 放流水についての安全性が確認できないとし、追加資料の提示を求める意見あり。
	3月26日	盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場環境保全対策協議会に説明（岩手県が追加資料を提出し、改めて安全性について説明した。） ※ 概ね理解が得られたが、最終的には地元の意見を聞くべきとの意見あり。

4月1日	岩手県と災害廃棄物処理委託契約の締結（可燃物） ※ 契約期間：平成25年4月1日～平成25年9月30日
4月23日	釘の平、川又自治会説明会を開催 ※ 一部反対の意見もあったが、おおむね理解が得られた。
4月26日	4月23日の説明会の概要をまとめた文書を釘の平、川又自治会の全世帯に配布
5月15日	盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場環境保全対策協議会に報告（釘の平、川又自治会の住民からおおむね理解が得られたことを報告した。）
8月5日	岩手県と災害廃棄物処理委託契約の締結（不燃物） ※ 契約期間：平成25年8月5日～平成26年1月31日
11月29日	受入終了

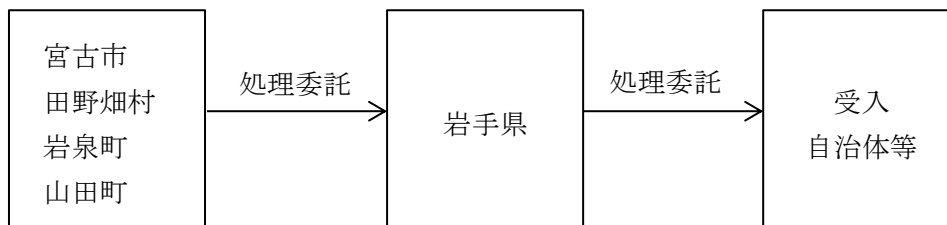
(2) 受入計画

ア 受入れ対象の被災市町村

宮古地区：宮古市、田野畑村及び岩泉町
山田地区：山田町

イ 処理事務

被災自治体から処理の委託を受けた岩手県が、内陸を中心とした受入自治体と処理の委託契約を締結する形態となり、盛岡市においても、被災自治体で発生した災害廃棄物について、岩手県と委託契約を締結し、受入処理を行った。



ウ 受入フロー

各被災自治体から発生した災害廃棄物は、各一次仮置場において、「柱材・角材」、「可燃系混合物」、「不燃系混合物」、「コンクリートがら」、「津波堆積物」、「金属くず」、「畳」、「漁具・漁網」及び「その他」に選別され、その後、宮古地区で発生した災害廃棄物については、宮古市の二次仮置場に、山田町で発生した災害廃棄物については、山田町の二次仮置場に搬入され、処理・処分先に応じてさらに細かい破碎・選別を行い、「柱材・角材」、「可燃物」、「不燃系廃棄物」、「コンクリートがら」、「津波堆積土」、「金属くず」、「漁具・漁網」及び「その他」に分けられた。

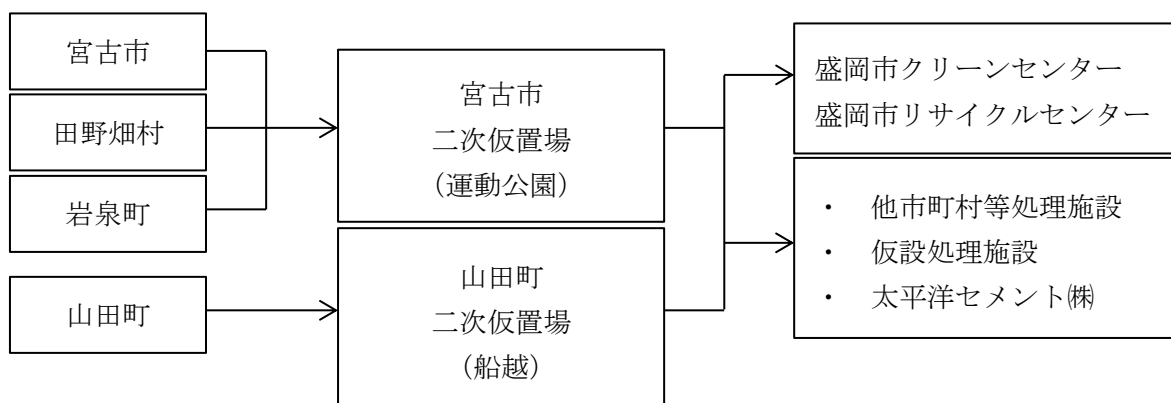
(7) 可燃物

宮古地区で発生した「可燃物」については、宮古市の二次仮置場（運動公園）から、山田地区で発生した「可燃物」については、山田町の二次仮置場（船越）から岩手県により、

盛岡市クリーンセンターに運搬され、焼却処理を行ったほか、他の市町村等の処理施設、仮設焼却炉、民間の処理施設等で焼却処理が行われた。

(イ) 不燃系廃棄物

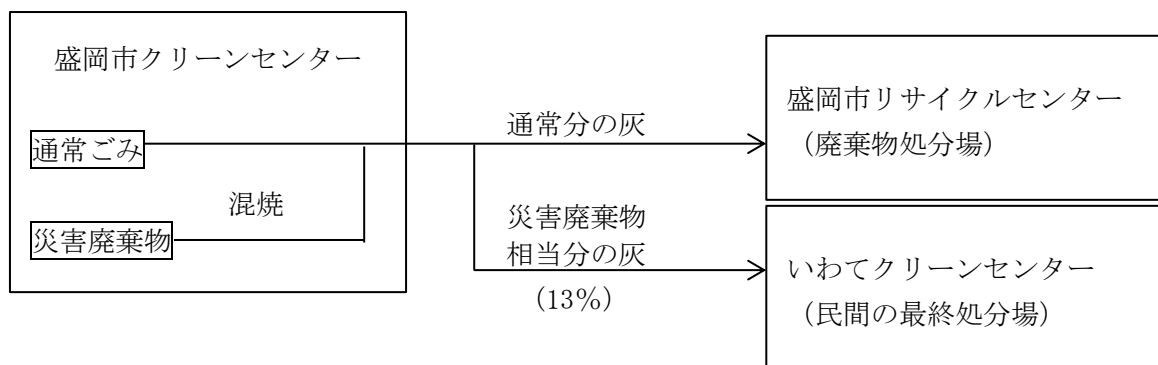
宮古地区で発生した「不燃系廃棄物」については、宮古市の二次仮置場（運動公園）から、山田地区で発生した「不燃系廃棄物」については、山田町の二次仮置場（船越）から岩手県により盛岡市リサイクルセンターに運搬され、埋立処分を行ったほか、「不燃系廃棄物」の性状に応じて、県内外の管理型最終処分場、県内の安定型最終処分場等で埋立処分が行われた。



参考 岩手県災害廃棄物処理詳細計画

エ 焼却灰の処理

盛岡市クリーンセンターで受け入れた災害廃棄物（可燃物）は、盛岡市クリーンセンターで焼却される通常ごみと混合して焼却され、災害廃棄物相当分に当たる13%をいわてクリーンセンター（民間の最終処分場）に搬出した。



(3) 処理実績

(t)

受入期間		可燃物 (盛岡市クリーンセンター)				不燃系廃棄物 (盛岡市リサイクルセンター)		
		岩泉町	宮古地区	山田地区	計	宮古地区	山田地区	計
平成23年	11月	5.48	-	-	5.48	-	-	-
	12月	6.90	-	-	6.90	-	-	-
平成24年	1月	2.10	-	-	2.10	-	-	-
	2月	-	10.64	151.24	161.88	-	-	-
	3月	-	287.30	313.50	600.80	-	-	-
平成23年度計		14.48	297.94	464.74	777.16	-	-	-
	4月	-	236.43	266.30	502.73	-	-	-
	5月	-	163.32	252.90	416.22	-	-	-
	6月	-	246.27	279.41	525.68	-	-	-
	7月	-	277.04	294.83	571.87	-	-	-
	8月	-	207.87	235.69	443.56	-	-	-
	9月	-	193.19	186.76	379.95	-	-	-
	10月	-	208.19	217.98	426.17	-	-	-
	11月	-	335.44	351.11	686.55	-	-	-
	12月	-	237.07	242.48	479.55	-	-	-
平成25年	1月	-	160.53	250.73	411.26	-	-	-
	2月	-	162.16	236.24	398.40	-	-	-
	3月	-	221.10	238.95	460.05	-	-	-
平成24年度計		-	2,648.61	3,053.38	5,701.99	-	-	-
	4月	-	230.97	277.65	508.62	-	-	-
	5月	-	183.39	276.82	460.21	-	-	-
	6月	-	112.33	206.28	318.61	-	-	-
	7月	-	58.57	54.01	112.58	-	-	-
	8月	-	-	-	0	317.83	255.47	573.30
	9月	-	-	-	0	674.81	486.31	1,161.12
	10月	-	-	-	0	738.48	508.20	1,246.68
	11月	-	-	-	0	658.09	345.18	1,003.27
平成25年度計		-	585.26	814.76	1,400.02	2,389.21	1,595.16	3,984.37
合計		14.48	3,531.81	4,332.88	7,879.17	2,389.21	1,595.16	3,984.37

(参考) 岩手県内陸部の焼却施設の受入状況

施設名	処理能力	余剰能力	処理実績	受入対象の被災市町村
二戸地区クリーンセンター	60 t / 日	2 t / 日	345 t	洋野町
八幡平市清掃センター	50 t / 日	9 t / 日	3,283 t	久慈市
岩手・玉山環境組合 ごみ焼却施設	28 t / 日	3 t / 日	373 t	普代村
滝沢・雫石環境組合 清掃センター	100 t / 日	25 t / 日	5,411 t	田野畑村、岩泉町、宮古市、 山田町
盛岡市クリーンセンター	270 t / 日	20 t / 日	7,879 t	田野畑村、岩泉町、宮古市、 山田町
盛岡・紫波地区環境施設組合 ごみ焼却施設	160 t / 日	11 t / 日	3,733 t	大槌町、陸前高田市
花巻市清掃センター 焼却施設	171 t / 日	10 t / 日	4,936 t	釜石市
北上市清掃事業所	70 t / 日	10 t / 日	7,253 t	大船渡市
胆江地区衛生センター	240 t / 日	10 t / 日	3,226 t	大槌町
大東清掃センター ごみ焼却施設	147 t / 日	50 t / 日	1,776 t	大槌町
いわて第2クリーンセンター (民間)	80 t / 日	10 t / 日	15,496 t	洋野町、久慈市、野田村、普 代村、田野畑村、岩泉町、宮 古市、山田町、大槌町、大船 渡市、陸前高田市

参考 「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」(岩手県)

(4) 放射性物質への対応

原子力発電事故に起因する放射性物質による汚染が危惧されたことから、岩手県では、平成23年6月以降、搬出、搬入、処理・処分の各段階で災害廃棄物の放射性セシウム(セシウム 134及びセシウム 137)濃度や空間線量率を測定した。

盛岡市における放射性物質の測定結果は、次のアからイまでのとおりであり、安全性の目安となる「放射性セシウム 8,000Bq/kg以下」※1及び「空間線量率 1 μSv/時」※2を十分に下回っていることが確認された。

※1 参考通知等

- ・ 「福島県内の災害廃棄物処理の方針」(平成23年6月23日 環境省)

- ・ 「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」(平成23年6月28日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡)
- ・ 「災害廃棄物の広域処理の推進について(東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン)」(平成23年8月11日 環境省)

※2 参考通知

「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について」(平成23年8月26日 23文科ス第452号)

ア 盛岡市クリーンセンターにおける放射線量及び放射能濃度の測定結果

(ア) 災害廃棄物受入れ前のクリーンセンターにおける放射線量(平均測定値)

測定年月日	測定場所	周辺の空間放射線量率 (地上高1m)	廃棄物の放射線量 (距離5cm)
平成23年11月24日	クリーンセンター	0.04 μ Sv/時	0.04 μ Sv/時

(イ) 宮古地区からの受入れに係る放射線量(平均測定値)

測定年月	測定場所	周辺の空間放射線量率 (地上高1m)	廃棄物の放射線量 (距離5cm)
平成25年4月	宮古地区(赤前)	0.06 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年5月	宮古地区(赤前)	0.05 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年6月	宮古地区(赤前)	0.06 μ Sv/時	0.06 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.02 μ Sv/時
平成25年7月	宮古地区(赤前)	0.05 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時

(ウ) 山田地区からの受入れに係る放射線量(平均測定値)

測定年月	測定場所	周辺の空間放射線量率 (地上高1m)	廃棄物の放射線量 (距離5cm)
平成25年4月	山田地区	0.07 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年5月	山田地区	0.07 μ Sv/時	0.04 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年6月	山田地区	0.07 μ Sv/時	0.04 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年7月	山田地区	0.07 μ Sv/時	0.04 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時

(エ) 宮古地区の破碎・選別施設からの受入れに係る放射線量（平均測定値）

測定年月	測定場所	周辺の空間放射線量率 (地上高1 m)	廃棄物の放射線量 (距離5 cm)
平成25年4月	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年5月		0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年6月		0.03 μ Sv/時	0.02 μ Sv/時
平成25年7月		0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時

(オ) 山田地区の破碎・選別施設からの受入れに係る放射線量（平均測定値）

測定年月	測定場所	周辺の空間放射線量率 (地上高1 m)	廃棄物の放射線量 (距離5 cm)
平成25年4月	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年5月		0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年6月		0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年7月		0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時

(カ) 焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度

区分	焼却灰採取日		セシウム 134	セシウム 137	計
主灰	焼却前	平成23年11月25日	17.0Bq/kg	28Bq/kg	45Bq/kg
	焼却後	平成23年度 平均	15.0Bq/kg	19Bq/kg	34Bq/kg
		平成24年度 平均	17.0Bq/kg	23Bq/kg	40Bq/kg
		平成25年5月14日	18.0Bq/kg	28Bq/kg	46Bq/kg
		平成25年7月30日	16.0Bq/kg	27Bq/kg	43Bq/kg
		平成25年9月10日	8.6Bq/kg	16Bq/kg	25Bq/kg
飛灰	焼却前	平成23年11月25日	150Bq/kg	230Bq/kg	380Bq/kg
	焼却後	平成23年度 平均	116Bq/kg	147Bq/kg	263Bq/kg
		平成24年度 平均	86Bq/kg	121Bq/kg	207Bq/kg
		平成25年5月14日	51Bq/kg	110Bq/kg	160Bq/kg
		平成25年7月30日	43Bq/kg	110Bq/kg	150Bq/kg
		平成25年9月10日	30Bq/kg	78Bq/kg	110Bq/kg
排ガス	焼却後	平成24年3月8日	不検出	不検出	不検出

イ 盛岡市リサイクルセンター（不燃系廃棄物）

(ア) 災害廃棄物受入れ前のクリーンセンターにおける放射線量（平均測定値）

測定年月日	埋立処分場の放射線量率	周辺の空間放射線量率 (バックグラウンド)
平成25年 8月16日	0.05 μ Sv/時	0.06 μ Sv/時

備考 測定位置：地上高1m

(イ) 災害廃棄物の受入れに係る放射線量（平均測定値）

測定年月	災害廃棄物の放射線量率 (搬入時)	埋立処分場の 空間放射線量率	周辺の空間放射線量率 (バックグラウンド)
平成25年 8月平均値	宮古地区	0.04 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時 (受入開始後平均値)
	山田地区	0.05 μ Sv/時	
平成25年 9月平均値	宮古地区	0.04 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時
	山田地区	0.05 μ Sv/時	
平成25年 10月平均値	宮古地区	0.04 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時
	山田地区	0.05 μ Sv/時	
平成25年 11月平均値	宮古地区	0.04 μ Sv/時	0.06 μ Sv/時
	山田地区	0.05 μ Sv/時	

備考 測定位置：地上高1m

4 処理経費

(1) 単価設定の考え方

盛岡市における受託単価は、岩手県からの平成23年9月20日付け事務連絡「市町村等が設置するごみ処理施設（焼却施設）における災害廃棄物処理に係る委託料の算定について（協議）」及び環境省からの平成24年3月29日付け事務連絡「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（補足）」における通知を踏まえ、次のとおりとした。

年度	区分	受託単価の算定根拠
平成23年度	焼却処理	<p>岩手県からの平成23年9月20日付け事務連絡「市町村等が設置するごみ処理施設（焼却施設）における災害廃棄物処理に係る委託料の算定について（協議）」における通知を踏まえ、次により算定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、平成18年度から平成22年度の5か年について算定した平均額を委託料（処理原価）とする。 5か年の間に、大規模な改修を行ったなどの特殊事情により、例年の額を大きく上回る費用及び処理実績が生じた年度がある場合には、当該経費及び処理実績については除外して算定するものとする。

		<p>管理費（人件費等）（円）・・・①</p> <p>処理費（物件費等）（円）・・・②</p> <p>維持補修費（円）・・・③</p> <p>処理実績（t）・・・④</p> <p><u>委託料（処理原価）（円／t） = (①+②+③) / ④</u></p> <p>※ 減価償却費及び地方債の償還費に相当する額を除く。</p>
平成24年度	焼却処理	同上
平成25年度	焼却処理	<p>環境省からの平成24年3月29日付け事務連絡「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（補足）」における通知を踏まえ、平成23年度の受託単価の算定根拠に次式で算定した金額（減価償却費相当額）を計上した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>減価償却費相当額</u></p> <p><u>= (施設建設に要した費用^{※1} - 国からの支援額（交付金等の交付額^{※2} 及び交付税相当額^{※3}）) ÷ 当該施設の計画処理総量 × 今回処理量</u></p> <p>※1 施設建設に当たり廃棄物処理施設整備費国庫補助金又は循環型社会形成推進交付金の交付対象となった経費</p> <p>※2 廃棄物処理施設整備費国庫補助金又は循環型社会形成推進交付金の交付額</p> <p>※3 施設建設に要した費用に係る交付税相当額</p> </div>
	埋立処分	<p>① 減価償却費を除く受託単価 平成23年度の受託単価の算定根拠に同じ。</p> <p>② 減価償却費相当額 昭和52年の施設建設時と平成16年からの施設再整備時の2段階での算出とした。</p> <p>③ 災害廃棄物受入対応経費 災害廃棄物の受入れのための資機材等に係る経費</p> <p>④ 浸出水処理施設に係る経費 埋立終了後の浸出水処理施設管理運営（2年間）に係る費用相当額について、過去5か年の維持管理経費の平均額</p> <p><u>委託料（処理原価）（円／t） = ①+②+③+④</u></p>

(2) 災害廃棄物処理受託収入

各年度の災害廃棄物処理受託収入は、次のとおりである。

年度	区分	処理量 A	単価 B	受託収入 A×B
平成23年度	焼却処理	777.16 t	13,010円／t	10,110,850円
平成24年度	焼却処理	5,701.99 t	13,010円／t	74,182,884円
平成25年度	焼却処理	1,400.02 t	20,233円／t	28,326,603円
	埋立処分	3,984.37 t	17,702円／t	70,531,316円
計		11,863.54 t	—	183,151,653円

3-2 平成28年台風第10号

1 概要

平成28年8月19日（金）に八丈島近海で発生した台風第10号は、30日（火）18時前に大船渡市付近に上陸した後、暴風域を伴いながら北北西方向に進行し、日本海に抜けた。

岩手県内では、宮古市及び久慈市で1時間に80ミリ以上の猛烈な雨となったほか、24時間雨量では、久慈市で231ミリ、岩泉町及び大槌町で200ミリ以上の雨量となり、また、宮古市では最大瞬間風速37.7メートルを観測した。この台風の影響により、沿岸市町村では、各地で河川の氾濫に伴う浸水被害や土砂災害等が発生し、甚大な被害が生じた。

盛岡市においては、30日（火）10時16分に「大雨（土砂災害、浸水害）・洪水・暴風警報」が発表され、東部地域で総雨量75ミリ（岩洞観測所）等を観測したが、他の地域ではまとまった雨量は観測されなかった。

また、同日14時40分には「土砂災害警戒情報」が発表され、土砂災害発生警戒メッシュ情報から、特に藪川地区での土砂災害を警戒したが、その発生には至らなかった。

最大瞬間風速については好摩観測所で11.2メートル（16時頃）を記録し、住家被害（屋根被害）等が発生した。

(1) 岩手県内における被害の状況

人的被害 (平成29年2月10日時点)	死者21名、行方不明者2名、軽傷者4名
建築物被害 (平成29年2月10日時点)	全壊 489棟、半壊 2,218棟、一部損壊88棟 床上浸水 103棟、床下浸水 1,374棟 非住家被害（全壊 621棟、半壊 2,002棟）

参考：第5回平成28年台風災害復旧・復興推進本部員会議資料（平成29年2月17日 岩手県）

(2) 盛岡市における被害の状況

被害区分	内容
人的被害	なし
停電	市内各地で停電が発生した。停電戸数は約1,250戸（東北電力発表数） ・ 玉山字玉山、日戸、渋民、下田 約190戸 ・ 厨川一丁目～五丁目、北夕顔瀬町、新庄、築川等 約1,060戸
水道	町村飲料水供給施設に土砂が流入し、施設利用者にポリタンクで給水を実施した。
住宅等被害	一部損壊（屋根被害）2
民間福祉施設被害	—
商工関係施設被害	設備等破損2
道路橋りょう等被害	倒木24（うち1か所通行止め）、冠水1、法面崩壊等2

河川施設被害	—
水路施設被害	—
河川・水路溢水	水路溢水（薮川地内国道455線） 1
上下水道施設被害	—
学校施設被害	屋根被害 2、外構設備被害 1
その他公共施設被害	倒木 5、停電 1、ネットワーク障害 1
農地等被害	倒木 1、泥水流入 1
農業用施設・機械	—
畜産被害	—
林業施設被害	林道倒木 2
土砂崩れ・土砂流入	—
その他	電線への倒木 2、倒木 1（市有地）、橋梁（私設）流出 1

2 災害廃棄物の受入れ処理

(1) 対応経過

支援先	年	月日	内容
宮古市	平成28年	9月7日	<ul style="list-style-type: none"> 宮古市から、国道 106号線の通行止めにより、川井地域及び新里地域の生活系ごみ及び災害廃棄物のうち「可燃物」について、処理の応援要請あり 宮古市（川井・新里地域）の災害廃棄物集積場所の現地調査
		9月8日	盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会への受入れの協議、了承
		9月9日	盛岡市クリーンセンターでの宮古市からの廃棄物の受入れを開始（国道 106号線の通行止めが解除となる。）
		9月10日	受入終了
		9月12日	生活系ごみの宮古地区広域行政事務組合での搬入が再開
岩泉町	平成28年	9月6日	岩泉町から、国道 455号線の通行止めにより岩手県を通じて廃棄物の収集運搬及び処理の応援要請あり
		9月8日	盛岡市直営により岩泉町（小川地区）の可燃物を集積場所を中心に収集開始、併せて盛岡市クリーンセンターでの廃棄物の受入れを開始
		9月12日	受入終了

(2) 受入計画

ア 受入対象の被災市町村

宮古市（川井、新里）

岩泉町（小川、大川、釜津田）

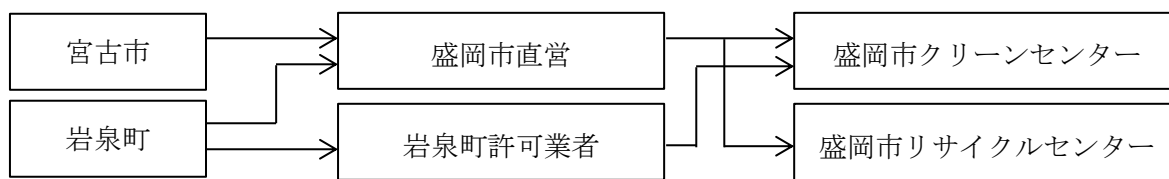
イ 処理事務

宮古市及び岩泉町で発生した生活系ごみ並びに災害廃棄物について、岩手県と連絡調整を行いながら各市町と委託契約を締結し、受入処理を行った。



ウ 受入フロー

各自治体から発生した生活系ごみ及び災害廃棄物は、盛岡市直営及び岩泉町許可業者により収集運搬を行い、盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターにおいて処理・処分を行った。



(3) 収集運搬及び処理の実績

収集運搬	可燃物			不燃物	合計
	生活系ごみ	災害廃棄物	計	災害廃棄物	
宮古市	-	-	-	-	-
岩泉町	6.29 t	3.96 t	10.25 t	2.74 t	12.99 t
計	6.29 t	3.96 t	10.25 t	2.74 t	12.99 t

処理	可燃物			不燃物	合計
	生活系ごみ	災害廃棄物	計	災害廃棄物	
宮古市	4.65 t	-	4.65 t	-	4.65 t
岩泉町	23.16 t	3.96 t	27.12 t	2.74 t	29.86 t
計	27.81 t	3.96 t	31.77 t	2.74 t	34.51 t

3 処理経費

(1) 単価設定の考え方

受託単価は、処理を受託する一般廃棄物の内容及び被災市町の財政負担を考慮し、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第40号）第30条第2項に規定する金額と同額とした。

なお、収集運搬に係る単価設定は、人件費、日額旅費、直営車両の燃料費について、要した経費とした。

(2) 災害廃棄物処理受託収入

	区分	処理量 A	単価 B	受託収入 A×B
宮古市	収集運搬	-	-	-
	焼却処理	4.65 t	5,000円/t	23,250円
	破碎処理	-	-	-
	埋立処分	-	-	-
岩泉町	収集運搬	(収集運搬車両) 12台	52,355円/t	628,260円
	焼却処理	27.12 t	5,000円/t	135,600円
	破碎処理	2.74 t	5,000円/t	13,700円
	埋立処分			
計		-	-	800,810円

3-3 令和元年台風第19号

1 概要

令和元年10月6日（日）3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、西へ進みながら急速に発達し、7日（月）18時には猛烈な勢力となった。その後も猛烈な勢力を維持したまま北西へ進み、10日（木）21時には父島の西南西で非常に強い勢力に変わって北上し、12日（土）19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。台風はその後にも勢力を維持したまま関東地方を北東へ進み、13日（日）未明には福島県を通過して明け方には宮城県沖に抜け、13日（日）12時に北海道の南東海上で温帯低気圧となった。

東北地方では、10月11日（金）から前線の影響で雨が降り出した。12日（土）には台風の接近により太平洋側では昼前から激しい雨となり、特に12日（土）夕方から13日明け方にかけては局地的に猛烈な雨となった。この大雨により、13日（日）00時40分に岩手県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。なお、特別警報は13日（日）05時45分までに全て解除となった。10月11日（金）から13日（日）までの総雨量は、太平洋側の広い範囲で200mm以上となり平均467.0mm、岩泉町小本450.0mm、宮古416.5mm等、多い所では10月1か月分の平年値の3～4倍の雨量となった。

盛岡市においては、12日（土）13時35分に「暴風警報」、22時10分に「大雨（土砂災害）・洪水警報」が発表され、好摩観測所で総雨量66.5ミリを観測し、13日（日）2時40分に松川の古川橋地点にて水位が避難判断水位を超えたため、防災行政無線等で避難誘導を行った。また、13日（日）0時30分には「土砂災害警戒情報」が発表された。

最大瞬間風速については盛岡観測所で26.7メートル（10/13 4時49分）を記録し、倒木や農業用施設被害等が発生した。

(1) 岩手県内における被害の状況

人的被害	死者3名、重傷者4名、軽傷者3名
建物被害	全壊 46棟、半壊 842棟、一部損壊 923棟 床上浸水 148棟、床下浸水 1,028棟 非住家被害（公共建物19棟、その他1,317棟）

出典：令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物処理の記録（岩手県・宮城県・福島県）
（令和4年3月 環境省東北地方環境事務所）

(2) 盛岡市における被害の状況

被害区分	内容
人的被害	重傷者1名
停電	盛岡市内各地で停電が発生した。停電戸数は約8,620戸 中野一丁目、東安庭、東中野 約200戸 上田二丁目、北山一～二丁目、高松一丁目 約700戸

	<p>青山三～四丁目、上堂一～二丁目 約 200 戸</p> <p>砂子沢、川目、川目町、北夕顔瀬町、新庄、根田茂、東新庄一丁目、東中野町、東山一丁目、築川 約 1,100 戸</p> <p>稲荷町、中屋敷町、前潟一～二丁目、前潟四丁目 約 2,100 戸</p> <p>青山二丁目、月が丘一～三丁目、西青山一～二丁目、みたけ五～六丁目 約 3,600 戸</p> <p>大館町、北天昌寺町 約 400 戸</p> <p>稲荷町 約 300 戸</p> <p>上太田 約 20 戸</p>
水道	—
住宅等被害	屋根被害 57、外構設備被害 8、浸水 1（小屋）、
民間福祉施設被害	屋根被害 1、外構設備被害 1
商工関係施設被害	屋根被害 2、外構設備被害 1
道路橋りょう等被害	倒木 40、冠水 1、飛散物 10、設備被害 3、通行止め（河川増水） 4、枝折れ 9
河川施設被害	倒木 2
水路施設被害	—
河川・水路溢水	—
上下水道施設被害	沢田浄水場（停電） 電源車で対応。
学校施設被害	倒木 9、屋根被害 7、外構設備被害 10
その他公共施設被害	倒木 21、水飲栓の破損 1、雨漏り 12、外構設備被害 24、飛散物撤去 4、屋根被害 3
農地等被害	りんご落果等（飯岡、羽場地区ほか） 21 戸、7.7ha 水田冠水（松内、大台地区の松川流域） 7 ha 畑地冠水（松内、大台地区の松川流域） 50ha
農業用施設・機械	ビニールハウスはがれ等（羽場、太田地区） 4 棟 農道倒木 1
畜産被害	—
林業施設被害	林道倒木 2（うち 2 か所通行止め）
土砂崩れ・土砂流入	—
その他	電線への倒木 6、私道倒木 1、倒木 3（官公庁） 飛散物撤去 3

2 災害廃棄物の受入れ処理

(1) 対応経過

年	月日	内容
令和元年	10月16日	岩手県から「広域処理に向けた廃棄物処理施設の余力状況調査について」調査あり
	10月23日	岩手県から普代村の広域処理に係る調整→二戸地区広域行政事務組合で受入れ
	10月25日	岩手県から、久慈市から広域処理の希望が出された旨情報提供あり
	11月7日	岩手県から、久慈市の広域処理について調整の連絡あり
	11月8日	久慈市から、盛岡市への広域処理の打診の連絡あり
	11月12日	久慈市仮置場の現地調査及び久慈市との打合せ
	11月14日	久慈市から、盛岡市への広域処理協力依頼文書を受領
	11月15日	盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会へ受入れの協議(→書面評決)
	11月19日	
	11月20日	盛岡市廃棄物処分場環境保全対策協議会へ受入れの協議、了承
	11月27日	盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会から受入の了承
	11月28日	議員報告及びプレスリリース → 翌29日新聞報道あり
	12月2日	第1回受入れ(7.5t)
	12月9日	第2回受入れ(6.25t)
12月16日	第3回受入れ(8.46t) ⇒受入終了 計 22.21t	

ア 受入対象の被災市町村

久慈市

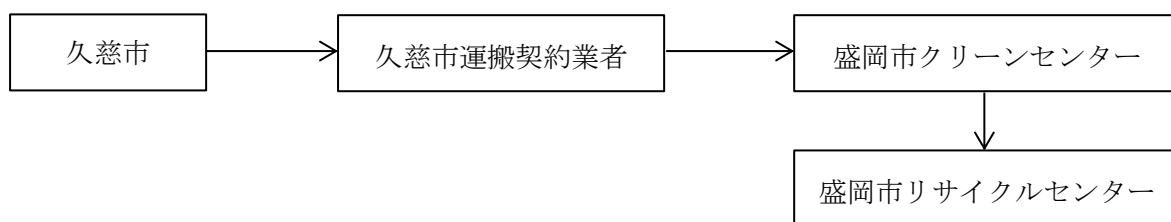
イ 処理事務

久慈市の災害廃棄物仮置場に搬入された災害廃棄物(可燃ごみ)について、岩手県と連絡調整を行いながら久慈市と委託契約を締結し、受入処理を行った。



ウ 受入フロー

久慈市で発生した災害廃棄物（可燃ごみ）は、久慈市の契約業者により運搬を行い、盛岡市クリーンセンターへ搬入し処理、盛岡市リサイクルセンターにて処分を行った。



(2) 収集運搬及び処理の実績

22.21 t^{*} を盛岡市クリーンセンターで焼却処理し、焼却により発生した焼却灰（約 2.9 t）を市最終処分場で埋立処分した。

※ 当初、久慈市内の仮置場に集積された災害廃棄物（可燃ごみ）の量は約 380 t と見込まれ、その約半分の 193 t を盛岡市で処理する予定としていたが、当該見込量より可燃ごみが少なかったことに伴い、処理量も 22.21 t となった。

3 処理経費

(1) 単価設定の考え方

受託単価は、平成30年度の盛岡地域の間接処理・処分に係る原価である「21,100円/t」とした。

(2) 災害廃棄物処理受託収入

搬出先	処理量 A	単価 B	受託収入 A×B
久慈市	22.21 t	21,100円/t	468,631円